考査項目別運用表

（主任技術評価員）

考査項目	細別	a	b	c	d	e
1 施工体制	Ⅰ 施工体制一般	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である

●評価対象項目

対象 評価	評価	評価	評価
□ □ 施工体制の点検のうち「1-2施工体制台帳等に関する点検」において指導事項が無い。	□ 施工体制の点検のうち「1-2施工体制台帳等に関する点検」において指導事項があったが、その後改善が確認された。	□ 施工体制の点検のうち「1-2施工体制台帳等に関する点検」において速やかに改善できると判断される不適があった。または、指導事項があり、その後の改善も見られなかった。	□ 施工体制の点検のうち「1-2施工体制台帳等に関する点検」において通知を必要とする不適があった。

□ □ 契約締結の14日以内に、契約工程表又は請負代金内訳書が提出された。
□ □ 施工計画書を、工事着手前または承諾の必要な事項は工事着手１ヶ月前までに提出しており、かつ設計図書等（総合評価落札方式で採用された技術提案を含む）の内容を網羅した内容が記されている。
□ □ 出来形、品質、安全等の確認を工事全般にわたって実施する体制が施工計画書に明確に記載されている。
□ □ 作業分担の範囲を、施工体制台帳及び施工体系図に明確に記載している。
□ □ 元請が下請の作業成果を検査している。
□ □ 施工計画書の内容と現場施工体制が一致している。
□ □ 災害（受注者の責に拠らない自然的又は人為的な事象）等が発生した場合の対応、前記の事象に対する措置請求の対応が速やかである。
□ □ 現場の施工や災害（受注者の責に拠らない自然的又は人為的な事象）に対する本店や支店による支援体制（人員や資機材）を整えている。
□ □ 工場製作期間における技術者を適切に配置している。
□ □ 機械設備、電気設備等について、製作工場における社内検査体制（設計図書と同等以上の社内規格値の設定や確認方法等）を整えている。
□ □ その他
（理由：　　）

●判断基準

a 評価値が９０％以上	b 評価値が８０％以上９０％未満	c 評価値が７０％以上８０％未満 または 上記に該当	d 評価値が７０％未満 または 上記に該当	e 上記に該当

《判断基準》
① 当該「評価対象項目」のうち、当該工事で評価対象となる項目について対象にチェックする。
② 上記①のチェック後の評価対象項目数を母数として、評価にチェックした比率(%) 計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝（　）評価数／（　）対象評価項目数<対象チェック総数>
④ なお、上記①のチェック後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする

●留意事項
※ 施工体制の点検のうち「1-2施工体制台帳等に関する点検」とは、「工事現場における施工体制点検要領について」（平成22年3月10日付東高技管第54号担当取締役）、4. 点検 (1) 点検項目に示す1-2施工体制台帳等に関する点検に基づく点検結果をいう。

考査項目別運用表

（主任技術評価員）

考査項目	細別	a	b	c	d	e
1 施工体制	Ⅱ 配置技術者 （現場代理人等）	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である

●評価対象項目

対象 評価	評価	評価	評価
【全体を評価する項目】 □ □ 「施工体制の点検のうち「1-1配置技術者に関する点検」について指導事項が無い。	□ 施工体制の点検のうち「1-1配置技術者に関する点検」において指導事項があったが、その後改善が確認された。	□ 施工体制の点検のうち「1-1配置技術者に関する点検」において速やかに改善できると判断される不適があった。または、指導事項があり、その後の改善も見られなかった。	☐ 施工体制の点検のうち「1-1配置技術者に関する点検」において通知を必要とする不適がった
□ □ 作業に必要な専門技術者や作業主任者が選任及び配置され、現場代理人・監理（主任）技術者が把握している。		□ 工事管理支援ｼｽﾃﾑに使用することを監督員から指導を受けたが、指導後使用された。	□ 工事管理支援ｼｽﾃﾑを使用することを監督員から指導を受け、かつ指導後も使用されなかった。

【現場代理人を評価する項目】

□ □ 現場代理人が工事全体を把握している。
□ □ 現場代理人が、監督員との共通仕様書で指定された書類を工事管理支援ｼｽﾃﾑ（監督員が別途指示している場合は除く）で行っている。
□ □ 設計図書と現場との相違があった場合は、書面により監督員と協議するなどの必要な対応を行っている。

【監理（主任）技術者を評価する項目】

□ □ 書類を共通仕様書及び諸基準に基づき適切に作成し、整理している。
□ □ 施工に先だち、創意工夫または提案をもって工事を進めている。
□ □ 契約書、設計図書等を良く理解し、現場に反映して工事を行っている。
□ □ 施工計画や工事に係る工程、技術的事項を把握し、主体的に係っている。
□ □ 施工上の課題となる条件（作業環境、気象、地質等）への対応を図っている。
□ □ 下請の施工体制及び施工状況を把握し、技術的な指導を行っている。
□ □ 監理（主任）技術者が、明確な根拠に基づいて技術的な判断を行っている。
□ □ その他
（理由：　　）

●判断基準

a 評価値が９０％以上	b 評価値が８０％以上９０％未満	c 評価値が７０％以上８０％未満 または 上記に該当	d 評価値が７０％未満 または 上記に該当	e 上記に該当

《判断基準》
① 当該「評価対象項目」のうち、当該工事で評価対象となる項目について対象にチェックする。
② 上記①のチェック後の評価対象項目数を母数として、評価にチェックした比率(%) 計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数<対象チェック総数>
④ なお、上記①のチェック後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする

●留意事項

※ 施工体制の点検のうち「1-1配置技術者に関する点検」とは、「工事現場における施工体制点検要領について」（平成22年3月10日付東高技管第54号担当取締役）、4. 点検 (1)点検項目に示す1-1配置技術者に関する点検に基づく点検結果をいう。

考査項目別運用表

（主任技術評価員）

考査項目	細別	a	b	c	d	e
2 施工状況	Ⅰ 施工管理	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である

●評価対象項目

対象 評価	評価
□ □ 契約書（条件変更等）１８条第１項第１号から５号に係わる設計図書の照査を行っている。 □ □ 現場との相違の事実がある場合、その事実が確認できる資料を書面により提出して確認を受けている。 □ □ 施工計画書の内容と現場施工方法が一致している。 □ □ 施工計画書の内容が設計図書の内容及び現場条件を反映したものとなっている。 □ □ 工事材料の品質に影響が無いよう保管している。 □ □ 日常の出来形管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。 □ □ 日常の品質管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。 □ □ 現場内での整理整頓が日常的になされている。 □ □ 現場でのイメージアップに積極的に取り組んでいる。 □ □ 検査及び立会いの手続きが事前になされている。 □ □ 建設廃棄物について産業廃棄物管理票（マニュフェスト）により適正に処理されていることが確認できる。 □ □ 再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め提出している。 □ □ 工事全般において、低騒音型、低振動型、排出ガス対策型の建設機械及び車両を使用している。 □ □ その他 （理由：　　）	□ 施工管理に関して、契約責任者から文書又は監督員から工事打合簿による改善指示を行った。

●判断基準

a	b	c	d	e
評価値が９０％以上	評価値が８０％以上９０％未満	評価値が７０％以上８０％未満	評価値が７０％未満	上記に該当

《判断基準》
① 当該「評価対象項目」のうち、当該工事で評価対象となる項目について対象にチェックする。
② 上記①のチェック後の評価対象項目数を母数として、評価にチェックした比率(%) 計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数<対象チェック総数>
④ なお、上記①のチェック後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする

考査項目	細別	a	b	c	d	e
2 施工状況	Ⅱ 工程管理	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である

●評価対象項目

対象 評価	評価
□ □ 実施工程表の作成及びフォローアップを行っており、適切に工程を管理している。 □ □ クリティカルパスとなる工事など工程に与える要因を的確に把握し、それらを反映した工程表を作成している。 □ □ 時間制限や交通規制等の各種制約への対応が適切であり、大きな工程の遅れが無い。 具体的な内容： □ □ 現場条件の変化への対応が迅速であり、施工の停滞が見られない。 □ □ 共通仕様書に基づく夜間、土曜、日曜、祝日（振替休日を含む）及び年末年始における休日の確保を行っている。 □ □ 計画工程以外の作業日や時間外作業がほとんど無い。 □ □ 適切な工程管理を行い、工程の遅れが無い。 具体的な管理方法： □ □ 工事の進捗を早めるための取り組みを行っている。 具体的な取り組み： □ □ その他 （理由：　　）	□ 工程管理に関して、契約責任者から文書又は監督員から工事打合簿による改善指示を行った。

●判断基準

a	b	c	d	e
評価値が９０％以上	評価値が８０％以上９０％未満	評価値が７０％以上８０％未満	評価値が７０％未満	上記に該当

《判断基準》
① 当該「評価対象項目」のうち、当該工事で評価対象となる項目について対象にチェックする。
② 上記①のチェック後の評価対象項目数を母数として、評価にチェックした比率(%) 計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数<対象チェック総数>
④ なお、上記①のチェック後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする

考査項目別運用表

（主任技術評価員）

考査項目	細別	a	b	c	d	e
2 施工状況	Ⅲ 安全対策	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である

●評価対象項目

対象	評価		評価
□	□	工事着手前に、所轄警察署・道路管理者・鉄道事業者・河川管理者・労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡・協議等がされていることが書面により確認できる。	□ 安全対策に関して、契約責任者から文書又は監督員から工事打合簿による改善指示を行った。
□	□	工事着手前に、道路・鉄道・河川・水路・電力施設・通信施設・ｶﾞｽ施設及び水道施設等又は建築物の近傍における工事において、損害を与えないようそれら施設管理者との協議がなされていることが書面により確認できる。	
□	□	工事関係者の他、付近住民、一般通行人、一般通行車両等の第三者の安全確保（仮囲い、保安柵、保安灯及び工事標識等の保安施設の設置及び管理）を関係者間の協議等に基づき行っていることが書面又は記録により確認できる。	
□	□	工事着手後に、工事現場の区分を明確にし、第三者の工事現場への立入りを防止する措置が講じていることが書面又は記録により確認できる。	
□	□	工事着手後に、所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡・協議等に基づき工事中の安全が確保がなされていることが書面又は記録により確認できる。	
□	□	工事着手後に、道路・鉄道・河川・水路・電力施設・通信施設・ｶﾞｽ施設及び水道施設等又は建築物の近傍における工事において、損害を与えないようそれら施設管理者との協議に基づき現地における安全の確保がなされていることが書面又は記録により確認できる。	
□	□	毎日、作業開始前にツールボックスミーティング（ＴＢＭ）、危険予知活動（ＫＹ）等を実施している記録が整備されている。	
□	□	工事着手後に、作業員の参加により毎月、半日以上の安全教育を実施する等の具体的な安全・訓練等の計画が施工計画書に網羅され、かつ実施していることが書面又は記録により確認できる。	
□	□	新規入場者教育の内容に、当該工事の現場特性を反映している。	
□	□	工事現場が隣接し又は同一場所において別工事がある場合において、設計図書に基づき関係者による安全協議会を組織し情報交換又は非常時における連絡調整を行っていることが書面又は記録により確認できる。	
□	□	労働安全衛生法関連法令に基づく災害防止協議会等が設置されていること及びその協議会の会議が１回／月以上実施されていることの活動記録が整備されている。	
□	□	高所作業、深部の掘削等特殊な作業において、有資格者又は適切な労働者を使用していることが書面又は記録により確認できる。	
□	□	供用中の高速道路及び一般有料道路の路上作業を行う必要がある工事の場合に、保全安全管理者が適切に配置されていることが書面又は記録により確認できる。	
□	□	夜間、休日において工事を実施する場合において、複数の元方安全衛生管理者の選任又はこれに準ずる能力を有する技術者を配置している記録が整備されている。	
□	□	足場工の施工にあたり、枠組み足場を設置する場合に設計図書等に従い設置していることが書面又は記録により確認できる。	
□	□	足場、型枠支保工などの仮設用設備の組立完了時や使用中の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。	
□	□	土砂崩壊（落盤・崩壊・崩落等）の恐れがある場所における作業で、浮石及び亀裂等の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されていることが書面又は記録により確認できる。	
□	□	山留め、仮締切などの仮設工について、設置後の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。	
□	□	使用機械、車両等の点検整備を管理している記録が整備されている。	
□	□	当該工事において爆発物及び危険物等を備蓄し、使用する必要または爆発等の発生の恐れがある場合において関係法令等を遵守するとともに、関係官公署の指示に従い、適切な措置を講じていることが書面又は記録により確認できる。	
□	□	請負契約における労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の明確化がなされていることが書面又は記録により確認できる。	
□	□	店社安全衛生管理者等による安全衛生パトロールを１回／月以上実施している記録が整備されている。	
□	□	安全衛生パトロールなど各種安全パトロールでの指導事項について、速やかに改善を図り、かつ関係者に是正報告している	
□	□	工事期間を通じて労働災害及び公衆災害が発生しなかった。	
□	□	過積載防止の指導・実施に努めていることが書面又は記録により確認できる。	
□	□	その他 （理由：　　）	

●判断基準

a	b	c	d	e
評価値が９０％以上	評価値が８０％以上９０％未満	評価値が７０％以上８０％未満	評価値が７０％未満	上記に該当

《判断基準》
① 当該「評価対象項目」のうち、当該工事で評価対象となる項目について対象にチェックする。
② 上記①のチェック後の評価対象項目数を母数として、評価にチェックした比率(%) 計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数<対象チェック総数>
④ なお、上記①のチェック後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする

●留意事項

※ ｅ評価となる、「安全対策に関して、契約責任者から文書又は監督員から工事打合簿による改善指示を行った。」には、総括技術評価員が評価する考査項目7.法令遵守等に適合した場合に行う「資格停止等通知文書」は含まず、資格停止等通知文書とは別に契約責任者又は監督員が安全対策に対し改善指示を行った場合に適用する。

考査項目別運用表

（主任技術評価員）

考査項目	細別	a	b	c	d	e
2 施工状況	Ⅳ 対外関係	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である

●評価対象項目

対象 評価	評価	評価
□ □ 工事の施工にあたり、自ら関係官公庁などと調整を行い、トラブルの発生が無い。 □ □ 工事の施工にあたり、自らが行った関係官庁等の関係機関との折衝及び調整した記録が整備されている。 □ □ 地元住民等との施工上必要な交渉を監督員に事前報告の上、自らが適切に実施した記録が整備され、随時監督員に報告している。 □ □ 工事の施工にあたり、地元との調整を行い、トラブルの発生が無い。 □ □ 第三者からの苦情が無い。もしくは、苦情に対して適切な対応を行い、記録が整備されている。 □ □ 関連工事との調整を行い、関連工事を含む工事全体の円滑な進捗に寄与している。 □ □ 工事の目的及び内容を、工事看板などにより地域住民や通行者等に分かりやすく周知している。 □ □ その他 （理由：　　）	□ 請負人による苦情対応でトラブルが発生し、監督員による交渉・調整が必要となった。 □ 関係法令に違反する恐れがあったため、契約責任者から文書又は監督員から工事打合簿による指示を行った。	□ 関連工事との調整に関して、発注者の指示に従わなかったため、関連工事を含む工事全体の進捗に支障が生じた。

●判断基準

a 評価値が９０％以上	b 評価値が８０％以上９０％未満	c 評価値が７０％以上８０％未満	d 評価値が７０％未満 または 上記１項目でも該当	e 上記に該当

《判断基準》
① 当該「評価対象項目」のうち、当該工事で評価対象となる項目について対象にチェックする。
② 上記①のチェック後の評価対象項目数を母数として、評価にチェックした比率(%) 計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝（　）評価数／（　）対象評価項目数<対象チェック総数>
④ なお、上記①のチェック後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする

考査項目別運用表

（主任技術評価員）

【土木工事】

考査項目	細別	a	b	c	d	e
3 出来形及び出来ばえ	Ⅰ 出来形	□ 出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足し、ばらつきが規格値の概ね５０％程度以内である。	□ 出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足し、ばらつきが規格値の概ね８０％程度以内である。	□ 出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足し、ａ及びｂに該当しない。	□ 出来形が、測定項目、測定基準又は規格値を満足せず、監督員から工事打合簿による改善指示を行った。	□ 契約書第17条に基づき、監督員から工事打合簿による改造請求を行った。

《判断基準》
① 出来形の評定は、工事全般を通したものとする。
② 出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状寸法である。
③ 出来形管理とは、「施工管理要領」の測定項目、測定基準及び規格値に基づく形状寸法を確保する管理体系である。
④ 出来形管理項目を設定していない工事は「ｃ」評価とする。

【施設工事のうち建築工事】

考査項目	細別	a	b	c	d	e
3 出来形及び出来ばえ	Ⅰ 出来形	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	□ 出来形が、測定項目、測定基準又は規格値を満足せず、監督員から工事打合簿による改善指示を行った。	□ 契約書第17条に基づき、監督員から工事打合簿による改造請求を行った。

●評価対象項目

対象	評価
□	□ 承諾図等が、設計図書を満足している。
□	□ 施工図等が、設計図書を満足している。
□	□ 現場における出来形が設計図書を満足し、適切な施工である。
□	□ 施工計画書等で定めた出来形の管理基準に基づき、管理している。
□	□ 出来形の管理記録が適切にまとめられており、結果が良好である。
□	□ 出来形の管理方法を工夫している。
□	□ 解体又は撤去工事の場合、撤去対象物の範囲等が確認でき、処分が適切である。
□	□ 不可視部分となる出来形が、工事写真、施工記録により確認できる。

●判断基準

a	b	c	d	e
評価値が９０％以上	評価値が８０％以上９０％未満	評価値が７０％以上８０％未満	評価値が７０％未満　または上記に該当	上記に該当

《判断基準》
① 当該「評価対象項目」のうち、当該工事で評価対象となる項目について対象にチェックする。
② 上記①のチェック後の評価対象項目数を母数として、評価にチェックした比率(%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数<対象チェック総数>
④ なお、上記①のチェック後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする

【施設工事のうち建築工事以外】

考査項目	細別	a	b	c	d	e
3 出来形及び出来ばえ	Ⅰ 出来形	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	□ 出来形が、測定項目、測定基準又は規格値を満足せず、監督員から工事打合簿による改善指示を行った。	□ 契約書第17条に基づき、監督員から工事打合簿による改造請求を行った。

●評価対象項目

対象	評価
□	□ 設計図書に定められている品質管理を実施していることが確認できる。
□	□ 材料及び構成部品の品質及び形状について、設計図書等と適合が確認できる証明書等を整備していることが確認できる。
□	□ 材料の品質照合の結果が、品質保証書等（現物照合を含む）で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□	□ 設備、機器の品質、機能及び性能が、成績等で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□	□ 設備全体としての運転性能が所定の能力を満足していることが確認できる。
□	□ 完成図書において、設備の機能並びに性能及び操作方法が容易に判別できる資料を整備していることが確認できる。
□	□ 完成図書において、単体品の製造年月日及び製造者が判別できる資料を整備していることが確認できる。
□	□ 設備全体及び各機器において、設計図書に規定した品質及び性能を工場試験記録により確認できる。
□	□ 設備全体についての取扱説明書を工夫していることが確認できる。
□	□ 完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示していることが確認できる。
□	□ 設備の構造において、点検や消耗品の取替え作業が容易にできるよう工夫していることが確認できる。
□	□ 不可視部分の写真記録が適切である。

●判断基準

a	b	c	d	e
評価値が９０％以上	評価値が８０％以上９０％未満	評価値が７０％以上８０％未満	評価値が７０％未満　または上記に該当	上記に該当

《判断基準》
① 当該「評価対象項目」のうち、当該工事で評価対象となる項目について対象にチェックする。
② 上記①のチェック後の評価対象項目数を母数として、評価にチェックした比率(%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数<対象チェック総数>
④ なお、上記①のチェック後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする

考査項目別運用表

（主任技術評価員）

【土木工事】

【土木工事】

考査項目	細別	a	b	c	d	e
3 出来形及び出来ばえ	Ⅱ 品質	□ 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね５０%以内である。	□ 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね８０%以内である。	□ 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、ａ及びｂに該当しない。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員から工事打合簿による改善指示を行った。	□ 契約書第17条に基づき、監督員から工事打合簿による改造請求を行った。

《判断基準》
① 品質の評定は、工事全般を通したものとする。
② 品質とは、設計図書に示された工事目的物の規格である。
③ 品質管理とは、「施工管理要領」の試験項目、試験基準及び規格値に基づく全ての段階における品質確保のための管理体系である。
④ 出来形管理項目を設定していない工事は「ｃ」評価とする。

【施設工事のうち建築工事】

考査項目	細別	a	b	c	d	e
3 出来形及び出来ばえ	Ⅱ 品質	**適切である**	**ほぼ適切である**	**他の評価に該当しない**	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員から工事打合簿による改善指示を行った。	□ 契約書第17条に基づき、監督員から工事打合簿による改造請求を行った。

●評価対象項目

対象 評価

【建築工事】

□ □ 材料・製品の品質が、製作図等により確認でき、設計図書を満足している。
□ □ 品質確認記録の内容が、適切である。
□ □ 施工の各段階における完了時の、品質が適切である。
□ □ 躯体工事における施工の品質が、良好である。
□ □ 内外仕上げ工事における施工の品質が、良好である。
□ □ 不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録等が整備されている。
□ □ その他

【設備工事】

□ □ 機器・材料の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足している。
□ □ 施工の各段階における完了時の試験方法及び記録の方法が、適切である。
□ □ 品質確認記録の内容が、適切である。
□ □ システムの性能及び機能に関する試運転、確認方法等が適切であり、記録の内容が設計図書を満足している。
□ □ 機器・材料及び施工の品質が、良好である。
□ □ 不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録等が整備されている。
□ □ その他

●判断基準

a	b	c	d	e
評価値が９０%以上	評価値が８０%以上９０%未満	評価値が７０%以上８０%未満	評価値が７０%未満　または上記に該当	上記に該当

《判断基準》
① 当該「評価対象項目」のうち、当該工事で評価対象となる項目について対象にチェックする。
② 上記①のチェック後の評価対象項目数を母数として、評価にチェックした比率(%) 計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数<対象チェック総数>
④ なお、上記①のチェック後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする

【施設工事のうち建築工事以外】

考査項目	細別	a	b	c	d	e
3 出来形及び出来ばえ	Ⅱ 品質	**適切である**	**ほぼ適切である**	**他の評価に該当しない**	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員から工事打合簿による改善指示を行った。	□ 契約書第17条に基づき、監督員から工事打合簿による改造請求を行った。

●評価対象項目

対象 評価

□ □ 機器・材料の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足している。
□ □ 施工の各段階における完了時の試験方法及び記録の方法が、適切である。
□ □ 品質確認記録の内容が、適切である。
□ □ システムの性能及び機能に関する試運転、確認方法等が適切であり、記録の内容が設計図書を満足している。
□ □ 機器・材料及び施工の品質が、良好である。
□ □ 不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録等が整備されている。
□ □ その他

●判断基準

a	b	c	d	e
評価値が９０%以上	評価値が８０%以上９０%未満	評価値が７０%以上８０%未満	評価値が７０%未満　または上記に該当	上記に該当

《判断基準》
① 当該「評価対象項目」のうち、当該工事で評価対象となる項目について対象にチェックする。
② 上記①のチェック後の評価対象項目数を母数として、評価にチェックした比率(%) 計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数<対象チェック総数>
④ なお、上記①のチェック後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする

考査項目別運用表

（主任技術評価員）

考査項目	細別	工夫事項	
5 創意工夫	Ⅰ 創意工夫	評価 **【施工】** □ 1. 施工に伴う器具・工具・装置等に関する工夫または設備据付後の試運転調整に関する工夫 □ 2. コンクリート二次製品等の代替材の利用に関する工夫 □ 3. 土工、地盤改良、橋梁架設、舗装、コンクリート打設等の施工関係に関する工夫 □ 4. 部材並びに機材等の運搬及び吊り方式などの施工方法に関する工夫。 □ 5. 設備工事における加工や組立等又は電気工事における配線や配管等に関する工夫。 □ 6. 給排水工事や衛生設備工事等における配管又はポンプ類の凍結防止、配管のつなぎ等に関する工夫。 □ 7. 照明などの視界の確保に関する工夫。 □ 8. 仮排水、仮道路、迂回路等の計画的な施工に関する工夫。 □ 9. 運搬車両、施工機械等に関する工夫。 □ 10. 支保工、型枠工、足場工、仮桟橋、覆工板、山留め等の仮設工に関する工夫。 □ 11. 施工計画書及び写真管理（見取り図の活用、出来形寸法の見易さなど）等の工夫 □ 12. 盛土の締固度、杭の施工高さ等の管理に関する工夫 □ 13. 出来形又は品質の計測、集計、管理図等に関する工夫。 □ 14. 施工管理ソフト、土量管理システム等の活用に関する工夫。 □ 15. ＩＣＴ（情報通信技術）を活用した情報化施工を取り入れた工事。【２点の加点】 □ 16. 特殊な工法や材料を用いた工事。 □ 17. 優れた技術力又は能力として評価する技術を用いた工事。 □ 18. その他 （内容：　　） （理由：　　） **【品質】** □ 19. 土工、設備、電気の品質向上に関する工夫。 □ 20. コンクリートの材料、打設、養生に関する工夫。 □ 21. 鉄筋、ＰＣケーブル、コンクリート二次製品等の使用材料に関する工夫。 □ 22. 配筋・溶接作業等に関係する工夫 □ 23. その他 （内容：　　） （理由：　　） **【安全衛生】** □ 24. 安全仮設備等の工夫（落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等） □ 25. 安全教育、技術向上講習会、安全パトロール等に関する工夫。 □ 26. 現場事務所、労務者宿舎等の居住空間及び設備等の工夫 □ 27. 有毒ガス並びに可燃ガスの処理及び粉塵防止並びに作業中の換気等に関する工夫。 □ 28. 一般車両突入時の被害軽減方策又は一般交通の安全確保に関する工夫。 □ 29. 厳しい作業環境の改善に関する工夫。 □ 30. ゴミの減量化、アイドリングストップの励行等の地球環境への工夫 □ 31. その他 （内容：　　） （理由：　　）	評価 **【その他】** □ その他 （内容：　　） （理由：　　） □ その他 （内容：　　） （理由：　　） □ その他 （内容：　　） （理由：　　） □ その他 （内容：　　） （理由：　　） □ その他 （内容：　　） （理由：　　）
	評価点	**●留意事項** ※1　「創意工夫」の評定に際しては、別に定める「工事共通仕様書」の規定に基づき受注者からの資料の提出があった場合で、特に評価すべき創意工夫事例について加点評価する。 ※2　評価は各項目において１つレ点が付されれば１点で評価し、最大７点の加点評価とする。なお、「15. ＩＣＴ（情報通信技術）を活用した情報化施工を取り入れた工事」にレ点が付された場合は２点とする。 なお、15. ICT（情報通信技術）は、次のような技術が導入されている場合に評価する。（例：ﾏｼﾝｶﾞｲﾀﾞﾝｽ・ﾏｼﾝｺﾝﾄﾛｰﾙ、TS・GPSや振動ﾛｰﾗの加速度応答を活用した締固め管理、TSやGNSSを活用した出来形管理、3D-CADを用いた施工管理） ※3　上記の考査項目の他に評価に値する企業の工夫があれば、その他に具体的な内容及び理由を記載して加点する。なお、総括技術評価員が評価する「工事特性」との二重評価は行わない。	
	点		

考査項目別運用表

（総括技術評価員）

考査項目	細別	a	b	c	d	e
2 施工状況	Ⅱ 工程管理	優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている

●評価対象項目

対象 評価	評価
□ □ 工事用地等の確保及び施工条件の変更等による工期的な制約がある中で、後片付けなどを工期内に終わらせるなど余裕をもって工事を完成させた。 ・制約内容 □ □ 隣接する他の工事などとの工程調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。 ・取り組み内容： □ □ 地元及び関係機関との調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。 ・取り組み内容： □ □ 工程管理を適切に行なったことにより、夜間、土曜、日曜、祝日（振替休日を含む）及び年末年始における工事の回避等を行い、地域住民に公共工事に対する好印象を与えた。 □ □ 工程管理に係る積極的な取り組みが見られた。 ・取り組み内容： □ □ 高速道路のお客様や地域の住民に影響を及ぼす工事（1ヶ月以上車線又は片側交互通行規制を必要とする工事、または、災害復旧工事など）において、影響を縮小し早期に工事を完成させた。 □ □ 工事施工箇所が広範囲（相互の施工箇所の離隔《無施工延長》が3km以上）の工事で、かつ同時期に施工がある場合において工程管理を的確に行い、余裕をもって工事を完成させた。 □ □ その他 ・内容 ・理由	□ 工程管理に関して、契約責任者から文書又は監督員から工事打合簿による改善指示を行った。

●判断基準

a 評価値が９０％以上	b 評価値が８０％以上９０％未満	c 評価値が７０％以上８０％未満	d 評価値が７０％未満	e 上記に該当

《判断基準》
① 当該「評価対象項目」のうち、当該工事で評価対象となる項目について対象にチェックする。
② 上記①のチェック後の評価対象項目数を母数として、評価にチェックした比率(%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数<対象チェック総数>
④ なお、上記①のチェック後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする

考査項目	細別	a	b	c	d	e
2 施工状況	Ⅲ 安全対策	優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている

●評価対象項目

対象 評価	評価
□ □ 建設労働災害及び公衆災害の防止に向けた取り組みが顕著であった。 ・取り組み内容： □ □ 安全衛生を確保するための管理体制を整備し、組織的に取り組んだ。 ・取り組み内容： □ □ 安全衛生を確保するため、他の模範となるような活動に積極的に取り組んだ。 ・取り組み内容： □ □ 安全対策に関する技術開発や創意工夫に取り組んだ。 ・取り組み内容： □ □ 安全協議会での活動に積極的に取り組んだ。 ・取り組み内容： □ □ 工事期間を通じて労働災害及び公衆災害並びに工事現場周辺の住民、通行者から安全対策に関する苦情が発生しなかった。 □ □ その他 ・内容 ・理由	□ 安全管理に関して、契約責任者から文書又は監督員から工事打合簿による改善指示を行った。

●判断基準

a 評価値が９０％以上	b 評価値が８０％以上９０％未満	c 評価値が７０％以上８０％未満	d 評価値が７０％未満	e 上記に該当

《判断基準》
① 当該「評価対象項目」のうち、当該工事で評価対象となる項目について対象にチェックする。
② 上記①のチェック後の評価対象項目数を母数として、評価にチェックした比率(%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数<対象チェック総数>
④ なお、上記①のチェック後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする

別紙2（総括技術評価員2/4）

考査項目別運用表

（総括技術評価員）

考査項目	細別	対応事項	【事例】具体的な施工条件等への対応事例
4 工事特性	Ⅰ 施工条件等への対応	Ⅰ 構造物の特殊性への対応	
		□ 1. 対象構造物の高さ、延長、施工（断）面積、施工深度等の規模が特殊な工事	□切・盛土量：50万㎥＜Ｖ。 □ケーソン：1基当たりの底面積100㎡以上。かつ、掘削深度30m以上。 □トンネル：3車線以上の大断面ﾄﾝﾈﾙ。または、非常駐車帯等を含む長大（概ね2.0km以上）ﾄﾝﾈﾙ。 □橋梁下部工：高さ30m＜Ｈ。 □橋梁上部工：最大支間長100m＜Ｌ、 □半地下構造　深さ10m＜Ｈ。 □駐車台数250台以上の休憩施設のお手洗いの新築。 □水噴霧設備を含むﾄﾝﾈﾙ非常用設備の設置。 □特別高圧の受配電設備の設置。 □交通管制中央局設備又は施設制御中央局設備の設置。 □集じん機を含むﾄﾝﾈﾙ換気設備の設置。
		Ⅱ 構造物固有の難しさへの対応	
		□ 2. 対象構造物の形状が複雑であることなどから、施工条件が特に変化する工事	□既設橋と新設橋の一体拡幅又は既設トンネルにおける断面拡幅工事。□鉄道に隣接した橋脚の耐震補強工事。
		□ 3. 構造物固有の難しさへの対応が特に必要な工事	□地山強度が低い又は土被りが薄いため、ＦＥＭ解析などによる検討が必要な工事。 □特殊型式の橋梁工事（アーチ橋、斜長橋、吊橋等）。 □運用中の既設設備機能を確保しながら設備の改造等を行った工事。
		□ 4. その他 ・内容 ・理由	□その他、構造物固有の難しさへの対応が特に必要な工事。 □その他、新工法又は新技術の適用など技術固有の難しさへの対応が必要である工事。 □その他、ｺﾝﾋﾟｭｰﾀｰｼｭﾐﾚｰｼｮﾝ等が必要な設計や特殊な工法及び材料等を用いた工事等。
		Ⅲ 厳しい自然・地盤条件への対応	
		□ 5. 地下水の影響が大きな工事	□河川内の橋脚工事において地下水位が高く、ウェルポイント工法などによる排水や大規模な山留めなどが必要な工事。 □膨張性地山、多量の湧水、地質構造線による断層破砕帯などを通過したトンネル工事。
		□ 6. 特殊な地盤条件への対応が必要な工事	□支持地盤の形状が複雑なため、深礎杭基礎毎に地質調査を実施するなど支持地盤を確認しながら再設計した工事。 □軟弱地盤上の緩速盛土などのため施工不可能日が多いことから、施工機械の稼働率や台数などを的確に把握する必要が生じた工事。
		□ 7. 急峻な地形での工事	□急峻な地形のため、作業構台や作業床の設置が制限される工事。または命綱を使用する必要があった工事（法面工は除く） □斜面上若しくは急峻な地形直下での工事のため、工事に伴う地滑り防止対策等の安全対策施工後に、施工した工事。 □土石流危険渓流に指定された区域内における工事。
		□ 8. 雨・雪・風・気温・波浪等の自然条件の影響が大きな工事	□海岸及び河川内のため、設計書で計上する以上に波浪等の影響で不稼働日が多く、主に作業船や台船を使用する工事。 □波浪や水位変動が大きいため、作業構台等を設置した工事。また、作業構台等の設置や作業工程から潜水夫を多用した工事。
		□ 9. 動植物等の自然環境の保全に特に配慮しなければならない工事	□国立公園内での工事。またはイヌワシ等の貴重種の保護のため、施工時期が限定されたり、施工方法等が制限された工事。
		□ 10. その他 ・内容 ・理由	□その他、自然条件又は地盤条件への対応が必要であった工事。 □その他、災害等における臨機の措置のうち特に評価すべき事項が認められる工事。
		Ⅳ 厳しい周辺環境等、社会条件への対応	
		□ 11. 地盤の変更、近接構造物、地中埋設物等への影響を配慮する工事	□供用中の鉄道又は道路と交差する橋梁などの工事。 □市街地等の家屋密集地での、鉄道又は道路をアンダーパスする工事。 □監視・観測等の結果に基づき、施工を行った工事。
		□ 12. 周辺環境条件により、作業条件、工程等に大きな影響を受ける工事	□ガス管、水道管、電話線等の支障物件の移設について、施工工程の管理に特に注意を要した工事。 □地元調整や環境対策の制約が特に多い工事。
		□ 13. 周辺住民等に対する騒音・振動を特に配慮する工事	□市街地での夜間工事。ＤＩＤ地区での工事。
		□ 14. 現道上での交通規制に大きく影響する工事	□日断面交通量が概ね１万台以上の道路で片側交互通行の交通規制をした工事。 □日断面交通量が概ね１万台以上の道路で車線の切り回しを行った工事。 □日断面交通量が概ね７万台以上の供用している自専道等の路上工事で交通規制が必要な工事。 □工事期間中の大半にわたって、規制標識類の設置・撤去を日々行い、交通開放を行った工事。
		□ 15. 施工箇所が広範囲にわたる工事	□作業現場が広範囲に分布している工事。
		□ 16. その他 ・内容 ・理由	□施工ヤードが狭く、高さ制限もあり、施工及び機械の移動や旋回等に制約を受けた工事。
		Ⅴ 長期工事における安全確保への対応 □ 17. 監理技術者又は主任技術者の専任を要する期間が１２ヶ月を超え、かつ事故がなく完成した工事（文書警告に至らない事故は除く。）	
		●判断基準 Ⅰ 上記の対応事項に１つ以上レ点が付けば４点の加点とする。 Ⅱ 上記の対応事項に１つ以上レ点が付けば４点の加点とする。 Ⅲ 上記の対応事項に１つ以上レ点が付けば４点の加点とする。 Ⅳ 上記の対応事項に１つ以上レ点が付けば４点の加点とする。 Ⅴ 上記の対応事項に１つ以上レ点が付けば４点の加点とする。	
評価	点	●留意事項 ※1 工事特性は、ⅠからⅤの合計で最大２０点の加点評価とする。 ※2 評価にあたっては、主任技術評価員等から工事内容の報告を受けるものとする。 ※3 主任技術評価員が評価する「５．創意工夫」との二重評価は行わない。	

別紙2（総括技術評価員3/4）

考査項目別運用表

（総括技術評価員）

考査項目	細別	a	a’	b	b’	c
6 社会性等	Ⅰ 地域への貢献等	優れている	ｂより優れている	やや優れている	ｃより優れている	他の評価に該当しない

●評価対象項目

対象 評価

□ □ 周辺環境への配慮に積極的に取り組んだ。
（河川、海岸等の環境保全を具体的に実施した。または、国立公園や県立公園等及び周辺地域等の環境保全、貴重種等の動・植物への保護等に積極的に取り組んだ。）
・取り組み内容：

□ □ 現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせる等、積極的に周辺地域との調和を図った。
・具体的な調和内容：

□ □ 定期的に広報紙の配布や現場見学会等を実施して、積極的に地域とのコミュニケーションを図った。
・具体的なｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝ内容：

□ □ 地域生活に密着したゴミ拾い、道路清掃等のボランティア活動等へ積極的に参加し、地域に貢献した。
・具体的なボランティア活動内容：

□ □ 周辺地域の災害等において、地域への支援又は行政などによる救援活動への積極的な協力を行った。
・具体的な協力内容：

□ □ ＣＯ２排出削減に資する高炉セメントＢ種又はフライアッシュセメントＢ種を設計図書に規定するコンクリートの種別毎に任意で使用できるセメントの場合において積極的に使用した。（使用可能数量において、当該セメントを５０％以上使用した場合）

□ □ 国の認定を受けた地球温暖化対策に資する建設機械を積極的に使用した。

□ □ 地域が主催するイベントへ積極的に参加し、地域とのコミュニケーションを図った。
・具体的なイベント：

□ □ その他
・内容
・理由

●判断基準

a 評価値が９０％以上	a’ 評価値が８０％以上９０％未満	b 評価値が７０％以上８０％未満	b’ 評価値が５０％以上７０％未満	c 評価値が５０％未満 または評価対象項目数が２項目以下

《判断基準》
① 当該「評価対象項目」のうち、当該工事で評価対象となる項目について対象にチェックする。
② 上記①のチェック後の評価対象項目数を母数として、評価にチェックした比率(%) 計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数<対象チェック総数>
④ なお、上記①のチェック後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする

考査項目別運用表

（総括技術評価員）

考査項目：**法令遵守等の該当項目一覧表**

7 法令遵守等

措置内容	点数
□ 1.資格停止３ヶ月以上	－ ２０点
□ 2.資格停止２ヶ月以上３ヶ月未満	－ １５点
□ 3.資格停止１ヶ月以上２ヶ月未満	－ １３点
□ 4.資格停止２週間以上１ヶ月未満	－ １０点
□ 5.文書警告	－ ８点
□ 6.口頭注意	－ ５点
□ 7.工事関係者事故または公衆災害が発生したが、ﾋｭｰﾏﾝｴﾗｰ等軽微なため、口頭注意以上の処分がなかった場合 （契約責任者が不問と判断した案件。または、もらい事故や交通事故は含まない。）	－ ３点
□ 8.その他 ・内容 ・理由	－ 点
□ 9.項目該当なし	**減点無し**

●留意事項

① 本評価項目（7.法令遵守等）で評価する事例は、「工事の施工にあたり、工事関係者が下記の適用事例で上表の措置があった」場合に適用する。

② 「工事の施工にあたり」とは、請負契約書の記載内容（工事名、工期、施工場所等）を履行することに限定する。

③ 「工事関係者」とは、②を履行する工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、請負会社の現場従事職員及び②を履行するために下請契約し、その履行をするために従事する者に限定する。

④ 複数の措置内容が存在する場合は、各措置内容に応じた資格停止月数を加算して、加算した月数に応じた点数で評価する。
なお、短期加重措置に基づく措置内容を適用した場合は、当該措置（短期加重措置を含む）内容に応じた点数で評価する。
ただし、上表に示す措置内容5～8までに該当する措置は加算せず、上位の措置内容で評価する。

⑤ 工事関係者事故もしくは公衆損害事故（以下「工事中事故」という。）が発生し、上表の措置内容（措置内容1から措置内容8）により減点する必要がある場合において、当該工事が監理技術者又は主任技術者の専任を要する期間が24ヶ月を超える工事で、かつ以下の条件をすべて満たす工事においては、総合的に判断して減点を低減することができる。（1点～4点）

【条件】
① 工事期間を通して死亡事故が無い工事である。
② 上表の措置内容（措置内容1から措置内容8）に適合する工事中事故が2回以上発生していない。
③ 主任技術評価員及び総括技術評価員が評価する2.施工状況「Ⅲ.安全対策」の評価が「ｃ評価以上」である。

【上記で評価する場合の適用事例】

1.入札前に提出した確認資料等において虚為の事実が判明した。
2.承諾なしに権利または義務等を第三者に譲渡または承継した。
3.使用人に関する労働条件に問題があり送検された。
4.産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。
5.当該工事関係者が贈収賄等により逮捕または公訴された。
6.建設業法に違反する事実が判明した　EX）一括下請け、技術者の専任違反等
7.入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検等された。
8.労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。
9.監督または検査の実施にあたり、職務の執行を妨げた。あるいは不当な政治力等の圧力をかけ、妨害した。
10.下請代金を期日以内に支払っていない、不当に下請代金の額を減じている、あるいはそれに類する行為があるなど下請代金遅延等防止法第４条に規定する親事業者の順守事項に違反する行為がある。
11.過積載等の道路交通法違反により、逮捕または送検等された。
12.受注企業の社員に「指定暴力団」あるいは「指定暴力団の傘下組織（団体）」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等、暴力団関係者がいることが判明した。
13.下請けに暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは暴力団対策法第９条に記されている、砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。
14.安全管理の処分が不適切であったために、死傷者を生じさせた工事関係者事故、または重大な損害を与えた公衆災害を起こした。
15.その他契約違反に該当する事実が判明した。EX)社会保険未加入建設業者を一次下請けの相手方とした等

考査項目

8 総合評価

評価対象外	**評価** 評価項目	
□	□	□ 履行　□ 不履行 理由：
□	□	□ 履行　□ 不履行 理由：

評価　　**点**

●留意事項

総合評価落札方式における技術提案が、受注者の責により履行されなかった場合は、考査項目7法令遵守等、措置内容8.その他で減点の措置を行う。基本的に「技術提案」や「簡易な施工計画」のそれぞれの評価項目別に設定する。
なお、評価項目を複数求めた場合に設定するペナルティは最大１０点まで減点の対象とする。（未実施項目毎に５点を減ずる）
・上記以外の評価項目に対するペナルティは、該当する考査項目において減点措置を適用するものとする。

考査項目別運用表

（検査員）

考査項目	細別	a	b	c	d	e
2 施工状況	Ⅰ 施工管理	優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている

●評価対象項目

対象 評価	評価
□ □ 契約書（条件変更等）第１８条第１項第１号～５号に基づく設計図書の照査を行っていることが確認できる。 □ □ 施工計画書が工事着手前に提出され、所定の項目が記載されているとともに、設計図書の内容及び現場条件を反映したものとなっていることが確認できる。 □ □ 出来形、品質、安全等の確認を工事全般にわたって実施する体制が施工計画書に明確に記載されている。 □ □ 工事期間を通じて、施工計画書の記載内容と現場施工方法が一致していることが確認できる。 □ □ 現場条件又は計画内容に変更が生じた場合は、その都度当該工事着手前に変更計画書を提出していることが確認できる。 □ □ 工事材料の品質に影響が無いよう工事材料を保管していることが確認できる。 □ □ 品質管理体制が確立され、同一な技術者による関係書類、出来形、品質等の確認を工事全般にわたって行っていることが確認できる □ □ 検査立会の手続きを事前に行っていることが確認できる。 □ □ 建設廃棄物について、産業廃棄物管理票（マニュフェスト）により適正に処理されていることが確認できる。 □ □ 施工体制台帳及び施工体系図を法令等に沿った内容で適確に整備していることが確認できる。 □ □ 下請に対する引き取り（完成）検査を書面で実施していることが確認できる。 □ □ 工事の関係書類を不足なく簡潔に整理していることが確認できる。 □ □ 受注者が自らの管理基準に基づき管理していることが確認できる。 □ □ その他 ・内容 ・理由	□ 施工管理について、契約責任者から文書または監督員から工事打合簿による改善指示に従わなかった。

●判断基準

a 評価値が９０％以上	b 評価値が８０％以上９０％未満	c 評価値が７０％以上８０％未満	d 評価値が７０％未満	e 上記に該当

《判断基準》
① 当該「評価対象項目」のうち、当該工事で評価対象となる項目について対象にチェックする。
② 上記①のチェック後の評価対象項目数を母数として、評価にチェックした比率(%) 計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝（　）評価数／（　）対象評価項目数〈対象チェック総数〉
④ なお、上記①のチェック後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする

考査項目別運用表

（検査員）

【土木工事】

考査項目	細別	a	a’	b	b’	c	d	e
3 出来形及び出来ばえ	Ⅰ 出来形	□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね５０％以内で、下記の「評定対象項目」の４項目以上が該当する。	□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね５０％以内で、下記の「評定対象項目」の３項目以上が該当する。	□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね８０％以内で、下記の「評定対象項目」の３項目以上が該当する。	□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね８０％以内で、下記の「評定対象項目」の２項目以上が該当する。	□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、ａ～ｂ’に該当しない。	□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

●評定対象項目

評価

□ 出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図及び出来形管理表を工夫していることが確認できる。
具体的な内容：

□ 受注者が自らの管理基準に基づき管理していることが確認できる。
具体的な内容：

□ 不可視部分の出来形が写真又は立会検査結果で確認できる。

□ 工事記録写真等撮影要領の管理項目を満足している。

□ 出来形管理基準が定められていない工種について、監督員と協議の上で管理していることが確認できる。

□ その他
・内容
・理由

《ばらつきの判断は別紙4参照》
① 品質の評定は、工事全般を通したものとする。
② 品質とは、設計図書に示された工事目的物の規格である。
③ 品質管理とは、「施工管理要領」の試験項目、試験基準及び規格値に基づく全ての段階における品質確保のための管理体系である。
④ 出来形管理項目を設定していない工事は「ｃ」評価とする。

考査項目別運用表

（検査員）

【施設工事のうち建築工事】

考査項目	細別	a	a'	b	b'	c	d	e
		優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
3 出来形及び出来ばえ	Ⅰ 出来形							

●評定対象項目

対象 評価

- □ □ 承諾図等が、設計図書を満足していることが確認できる。
- □ □ 施工図等が、設計図書を満足していることが確認できる。
- □ □ 施工計画書等で出来形の管理基準を設定し、計画に基づく管理を実施していることが確認できる。
- □ □ 出来形の管理記録の整備が、良好であることが確認できる。
- □ □ 出来形の管理が、工夫されていることが確認できる。
  具体的な内容：
- □ □ 現場における出来形が、設計図書を満足し、適切な施工であることが確認できる。
- □ □ 現場における出来形が良好で、施工の精度が高い。
- □ □ 不可視部分となる出来形が、工事写真、施工記録により、確認できる。
- □ □ 解体又は撤去工事の場合、撤去対象物の範囲等が確認でき、適切な処分をしていることが確認できる。
- □ □ 工事記録写真撮影要領（施設編）の管理項目を満足し、適切に管理している。
- □ □ その他
  ・内容
  ・理由

評価
□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。

評価
□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

●判断基準

a 評価値が９０％以上	a 評価値が８０％以上	b 評価値が７０％以上	b 評価値が６０％以上	c 評価値が６０％未満	d 上記に該当	e 上記に該当

評価値の算出 ① 当該「評価対象項目」のうち、当該工事で評価対象となる項目について評価の事前に「対象」にチェックする。
② 上記①のチェック後の評価対象項目数を母数として、評価にチェックした比率(%) 計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数〈対象チェック総数〉
④ なお、上記①のチェック後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする

【施設工事のうち建築工事以外】

考査項目	細別	a	a'	b	b'	c	d	e
		優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
3 出来形及び出来ばえ	Ⅰ 出来形							

●評定対象項目

対象 評価

- □ □ 出来形測定又は試験結果等が適切にまとめられている。
- □ □ 出来形測定において、不可視部分の出来形が写真で的確に判断できる。
- □ □ 受注者が自らの管理基準を設定して、適切に管理している。
  具体的な内容：
- □ □ 工事記録写真撮影要領（施設編）の管理項目を満足し、適切に管理している。
- □ □ 出来形又は製品の形状、寸法が設計値（設計図書）を満足している。
- □ □ 出来形又は製品の機能が設計値（設計図書）を満足している。
- □ □ その他
  ・内容
  ・理由

評価
□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。

評価
□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

●判断基準

a 評価値が９０％以上	a 評価値が８０％以上	b 評価値が７０％以上	b 評価値が６０％以上	c 評価値が６０％未満	d 上記に該当	e 上記に該当

評価値の算出 ① 当該「評価対象項目」のうち、当該工事で評価対象となる項目について評価の事前に「対象」にチェックする。
② 上記①のチェック後の評価対象項目数を母数として、評価にチェックした比率(%) 計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数〈対象チェック総数〉
④ なお、上記①のチェック後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする

考査項目別運用表

（検査員）

考査項目	細別	【土木工事のうちコンクリート構造物工事】

a	a'	b	b'	c	d	e
□ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ ［関連基準、コンクリート施工管理要領、その他設計図書に定められた試験］					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

●評定対象項目

対象 評価

- □ □ 設計図書に基づきコンクリートの配合試験及び試験練りを実施していることが確認できる。
- □ □ 設計図書に基づきコンクリートの打設前に基準試験を実施しており、コンクリートの品質、製造設備の規格が確認できる。
- □ □ 設計図書に基づきコンクリート打設時の日常管理試験を実施しており、コンクリートの品質（運搬、打ち込み時間、スランプ、空気量等）が確認できる。
- □ □ 設計図書に基づきコンクリートの打込み時に必ず受注者が臨場していることが確認できる。
- □ □ 設計図書に基づきコンクリートの打設期間中に定期試験を実施しており、コンクリートの品質、製造設備の規格が確認できる。
- □ □ 圧縮及び曲げ強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。
- □ □ 施工条件や気象条件に適した運搬時間､打設時の投入高さ及び締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。（寒中及び暑中コンクリート等を含む）
- □ □ コンクリートの圧縮強度を管理し、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。
- □ □ コンクリートの養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □ □ 設計図書に基づきコンクリート構造物の非破壊試験（圧縮、鉄筋かぶり）を実施しており、規格値を満足していることが確認できる。
- □ □ 設計図書に基づき鉄筋の日常管理試験を実施しており、ミルシートにより鉄筋の規格が確認できる。
- □ □ 設計図書に基づき鉄筋の加工開始前に基準試験を実施しており、鉄筋の規格（引張、曲げ、曲げ戻し）が試験成績表等から確認できる。
- □ □ 鉄筋等の鋼材を直接地上に置くことなく、適当な間隔で支持して、倉庫内に貯蔵するか、又は屋外に置く場合には適当な覆いを施して貯蔵していることが確認できる。
- □ □ 鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □ □ 設計図書に基づき鉄筋のガス圧接作業前に、基準試験を実施しており、圧接工の技量や圧接機械の性能、圧接条件等を確認できる。
- □ □ 設計図書に基づき鉄筋のガス圧接作業時の作業員及び超音波探傷試験の技術者が有資格者であることが確認できる。
- □ □ 設計図書に基づき鉄筋の機械継手の作業前に、基準試験を実施しており、継手工法や規格（引張）が確認できる。
- □ □ 設計図書の仕様を満足しているスペーサーを使用し、鉄筋のかぶりを確保していることが確認できる。
- □ □ コンクリートの打継目の処理が設計図書に基づき適正に処理されていることが確認できる。
- □ □ 有害なクラックが無い。
- □ □ その他
  - ・内容
  - ・理由

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能	d 上記に該当	e 上記に該当
		50%以下	80%以下	80%を超える			
評価値	90%以上	a	a'	b	b		
	80%以上90%未満	a'	b	b'	b'		
	70%以上80%未満	b	b'	c	c		
	60%以上70%未満	b'	c	c	c		
	60%未満	c	c	c	c		

評価値の算出 ① 当該「評価対象項目」のうち、当該工事で評価対象となる項目について評価の事前に「対象」にチェックする。
② 上記①のチェック後の評価対象項目数を母数として、評価にチェックした比率(%) 計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数<対象チェック総数>
④ なお、上記①のチェック後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする

●留意事項

※ 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断が出来ない場合は、「ばらつき判断不可能」として評価対象項目（評価値）だけで評価する。
※ 評価項目は検査時に行われていない項目もあることから、その場合は、当該工事の監督員等からの聞き取りにより確認することができる。

考査項目	細別
3 出来形及び出来ばえ	Ⅱ 品質

考査項目別運用表

（検査員）

考査項目	細別	【土木工事のうち切盛土工工事】
3 出来形及び出来ばえ	Ⅱ 品質	

a	a’	b	b’	c	d	e
□ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ ［関連基準、土工施工管理要領、その他設計図書に定められた試験］					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

●評定対象項目

対象 評価

□ □ 雨水による崩壊が起こらないように、排水対策を実施していることが確認できる。
□ □ 設計図書に基づき掘削又は盛土の施工に先立ち伐開除根を実施していることが確認できる。
□ □ 段切りが施工前に適切に行われていることが確認できる。
□ □ 盛土各部（路体、路床、構造物裏込め等）の施工前に基準試験及びモデル施工を実施しており、その結果を反映した施工機械、施工方法、品質管理方法、施工管理体制で施工していることが確認できる。
□ □ 設計図書に基づき盛土の施工時に日常管理試験を実施しており、盛土の品質（締固め度）が確認できる。
□ □ 設計図書に基づき路床のプルーフローリングを行っていることが確認できる。
□ □ 法面に有害な亀裂が無い。
□ □ 設計図書に基づきＲＩ計器（透過型ＲＩ水分密度計器）の性能確認試験を受けていることが確認できる。
□ □ 設計図書に基づき切土部の路床調査を実施していることが確認できる。
□ □ 用・排水構造物の底部が滑らかで計画流水方向が確保されていることが確認できる。
□ □ 設計図書に基づき軟弱地盤上の盛土において、盛土の施工計画と併せて動態観測を計画しており、観測結果を的確に施工に反映されていることが確認できる。
□ □ その他
・内容
・理由

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能	d 上記に該当	e 上記に該当
		50%以下	80%以下	80%を超える			
評価値	90%以上	a	a’	b	b		
	80%以上90%未満	a’	b	b’	b’		
	70%以上80%未満	b	b’	c	c		
	60%以上70%未満	b’	c	c	c		
	60%未満	c	c	c	c		

評価値の算出 ① 当該「評価対象項目」のうち、当該工事で評価対象となる項目について評価の事前に「対象」にチェックする。
② 上記①のチェック後の評価対象項目数を母数として、評価にチェックした比率(%) 計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数<対象チェック総数>
④ なお、上記①のチェック後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする

●留意事項

※ 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断が出来ない場合は、「ばらつき判断不可能」として評価対象項目（評価値）だけで評価する。
※ 評価項目は検査時に行われていない項目もあることから、その場合は、当該工事の監督員等からの聞き取りにより確認することができる。

考査項目別運用表

（検査員）

考査項目	細別	【土木工事のうちのり面工事】						
3 出来形及び出来ばえ	Ⅱ 品質	a	a’	b	b’	c	d	e

□ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞
［関連基準、土木工事施工管理要領、その他設計図書に定められた試験］

□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。

□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

●評定対象項目

対象 評価

【共通】

□ □ 施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。（特に法枠工、コンクリート又はモルタル吹付工関係）
□ □ 施工に際して、品質に害となる施工面の浮き石やゴミ等を除去してから施工していることが確認できる。
□ □ 盛土の施工にあたり、法面の崩壊が起こらないよう締固めを十分行っていることが確認できる。
□ □ その他
・内容
・理由

【種子吹付工、客土吹付工、厚層基材吹付工関係】

□ □ のり面調査（土壌調査、のり面構造調査など）を実施しており、その結果を施工に反映していることが確認できる。
□ □ 使用する材料の種類、品質、配合等が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ □ 現場に搬入された種子が速やかに使用、又は保管が必要な種子は直射日光や雨霧にさらさないようにしていることが確認できる。
□ □ 金網の継目が１目半以上重ね合わせていることが確認できる。
□ □ 吹付け厚さが均等であることが確認できる。
□ □ 施工時期が標準施工適期であることが確認できる。
□ □ その他
・内容
・理由

【コンクリート又はモルタル吹付工関係】

□ □ 設計図書に基づきコンクリート（モルタル）の吹付け前に、使用する材料の基準試験を実施していることが確認できる。
□ □ 設計図書に基づきコンクリート（モルタル）の吹付け時の日常管理試験を実施しており、コンクリート（モルタル）の品質が確認できる。
□ □ 金網の継目が１目半以上重ね合わせていることが確認できる。
□ □ 吹付けの施工範囲（圧送距離、施工高）が設計図書に基づき実施されていることが確認できる。
□ □ 圧縮及び曲げ強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。
□ □ 吹付け厚さが均等であることが確認できる。
□ □ 不良箇所が生じないよう跳ね返り材料の処理を行っていることが確認できる。
□ □ 法肩の吹付けにあたり、地山に沿って巻き込んで施工していることが確認できる。
□ □ その他
・内容
・理由

【現場打法枠工関係】

□ □ 設計図書に基づきコンクリートの吹付け前に、使用する材料の基準試験を実施していることが確認できる。
□ □ 設計図書に基づきコンクリートの吹付け時の日常管理試験を実施しており、コンクリートの品質が確認できる。
□ □ 圧縮及び曲げ強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。
□ □ 枠内に空隙がないことが確認できる。
□ □ 打継ぎ目が横梁の中央部に設けており、その間隔が最大２０m以下で、継目処理を適切に行っていることが確認できる。
□ □ 不良箇所が生じないよう跳ね返り材料の処理を行っていることが確認できる。
□ □ その他
・内容
・理由

【切土補強土工関係】

□ □ 設計図書に基づき施工前に、使用する材料の基準試験を実施していることが確認できる
□ □ 設計図書に基づき施工時の日常管理試験を実施しており、使用する材料の品質が確認できる。
□ □ アンカーの施工が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ □ 設計図書に基づき補強材一段ごとに切土、のり面工、補強材打設等の一連の作業を繰り返して施工していることが確認できる。
□ □ 動態観測を設計図書に基づき実施しており、観測結果を的確に施工に反映されていることが確認できる。
□ □ その他
・内容
・理由

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能	d 上記に該当	e 上記に該当
		50%以下	80%以下	80%を超える			
評価値	90%以上	a	a’	b	b		
	80%以上90%未満	a’	b	b’	b’		
	70%以上80%未満	b	b’	c	c		
	60%以上70%未満	b’	c	c	c		
	60%未満	c	c	c	c		

評価値の算出 ① 当該「評価対象項目」のうち、当該工事で評価対象となる項目について評価の事前に「対象」にチェックする。
② 上記①のチェック後の評価対象項目数を母数として、評価にチェックした比率(%) 計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数<対象チェック総数>
④ なお、上記①のチェック後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする

●留意事項

※ 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断が出来ない場合は、「ばらつき判断不可能」として評価対象項目（評価値）だけで評価する。
※ 評価項目は検査時に行われていない項目もあることから、その場合は、当該工事の監督員等からの聞き取りにより確認することができる。

考査項目別運用表

（検査員）

考査項目	細別	【土木工事のうち基礎工事】

a	a’	b	b’	c	d	e
□ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ ［関連基準、構造物施工管理要領、その他設計図書に定められた試験］					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

3 出来形及び出来ばえ　Ⅱ 品質

●評定対象項目

対象 評価

【既成杭関係（ｺﾝｸﾘｰﾄ・鋼管・鋼管井筒等）】

□ □ 既製杭の現場搬入前に製品検査を実施しており、規格（形状寸法の規定値(マーキングを含む）、外観に損傷及び補修痕がない）を満足していることが確認できる。
□ □ 鉄筋等の鋼材を直接地上に置くことなく、適当な間隔で支持して、倉庫内に貯蔵するか、又は屋外に置く場合には適当な覆いを施して貯蔵していることが確認できる。
□ □ 既製杭の打止め管理の方法及び場所打杭の施工管理の方法が整備されており、その施工記録を整理していることが確認できる。
□ □ 既製杭の現場溶接継手の施工及び品質管理が適正であることが確認できる。
□ □ 杭頭処理において、杭本体を損傷していないことが確認できる。
□ □ 打込み長、平面位置および傾斜が、設計図書を満足していることが確認できる。
□ □ 既製杭の現場溶接継手の施工及び品質管理に関して設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ □ 設計図書に基づき施工記録が整備されていることが確認できる。
□ □ その他
・内容
・理由

【場所打ち杭関係】

□ □ 支持地盤に達していることが、既存の土質データとの比較や掘削深さ、掘削土砂等により確認できる。
□ □ 場所打杭について、トレミー管をコンクリート内に２ｍ以上挿入して施工していることが確認できる。
□ □ 掘削深度、排出土砂、孔内水位の変動及び安定液を用いる場合の孔内の安定液濃度並びに比重等が、設計図書を満足していることが確認できる。
□ □ 設計図書に基づき鉄筋の日常管理試験及び基準試験を実施しており、鉄筋の規格が確認できる。
□ □ 鉄筋等の鋼材を直接地上に置くことなく、適当な間隔で支持して、倉庫内に貯蔵するか、又は屋外に置く場合には適当な覆いを施して貯蔵していることが確認できる。
□ □ 鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ □ 設計図書の仕様を満足しているスペーサーを使用して適切に配置し、鉄筋のかぶりを確保していることが確認できる。
□ □ 設計図書に基づきコンクリート(裏込めグラウト、孔壁保護モルタルライニング工を含む）の日常管理試験及び基準試験を実施しており、コンクリートの品質が確認できる。
□ □ コンクリートの余盛や杭頭の処理が適切であることが確認できる。
□ □ ライナープレートが、脱落、変形、ゆるみのがなく設置されていることが確認できる。
□ □ 設計図書に基づき施工記録が整備されていることが確認できる。
□ □ その他
・内容
・理由

【ケーソン関係】

□ □ 刃口の据付が適切であることが確認できる。
□ □ 支持地盤に達していることが、既存の土質データとの比較や掘削深さ、掘削土砂等により確認できる。
□ □ 設計図書に基づき鉄筋の日常管理試験及び基準試験を実施しており、鉄筋の規格が確認できる。
□ □ 鉄筋等の鋼材を直接地上に置くことなく、適当な間隔で支持して、倉庫内に貯蔵するか、又は屋外に置く場合には適当な覆いを施して貯蔵していることが確認できる。
□ □ 鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ □ 設計図書の仕様を満足しているスペーサーを使用し、鉄筋のかぶりを確保していることが確認できる。
□ □ 設計図書に基づきコンクリートの日常管理試験及び基準試験を実施しており、コンクリートの品質が確認できる。
□ □ その他
・内容
・理由

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能	d 上記に該当	e 上記に該当
		50%以下	80%以下	80%を超える			
評価値	90%以上	a	a’	b	b		
	80%以上90%未満	a’	b	b’	b’		
	70%以上80%未満	b	b’	c	c		
	60%以上70%未満	b’	c	c	c		
	60%未満	c	c	c	c		

評価値の算出 ① 当該「評価対象項目」のうち、当該工事で評価対象となる項目について評価の事前に「対象」にチェックする。
② 上記①のチェック後の評価対象項目数を母数として、評価にチェックした比率(%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数<対象チェック総数>
④ なお、上記①のチェック後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする

●留意事項

※ 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断が出来ない場合は、「ばらつき判断不可能」として評価対象項目（評価値）だけで評価する。
※ 評価項目は検査時に行われていない項目もあることから、その場合は、当該工事の監督員等からの聞き取りにより確認することができる。

考査項目別運用表

（検査員）

考査項目	細別	【土木工事のうちトンネル工事】

a	a’	b	b’	c	d	e
□ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ ［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

●評定対象項目

対象 評価

【本体工】

□ □ 設計図書に基づきコンクリートのモデル施工（配合試験及び試験練り）を実施して、現場配合を決定していることが確認できる。
□ □ 設計図書に基づきコンクリートの施工前に基準試験を実施しており、コンクリートの品質、製造設備の規格が確認できる
□ □ 設計図書に基づきコンクリートの施工時に日常管理試験を実施しており、コンクリートの品質（運搬、打ち込み時間、スランプ、空気量等）が確認できる。
□ □ 設計図書に基づきコンクリートの打込み時に必ず受注者が臨場していることが確認できる。
□ □ 設計図書に基づきコンクリートの打設期間中に定期試験を実施しており、コンクリートの品質、製造設備の規格が確認できる。
□ □ 鉄筋等の鋼材を直接地上に置くことなく、適当な間隔で支持して、倉庫内に貯蔵するか、又は屋外に置く場合には適当な覆いを施して貯蔵していることが確認できる。
□ □ 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。
□ □ 施工条件や気象条件に適した運搬時間､打設時の投入高さ及び締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。
□ □ 設計図書に基づきロックボルト工の施工前にロックボルト及び定着材の基準試験及び日常管理試験を実施しており、ロックボルト工に使用する材料の品質が確認できる。
□ □ 設計図書に基づき鋼アーチ支保工の施工前に鋼材の基準試験及び日常管理試験を実施しており、品質が確認できる。
□ □ 設計図書に基づき防水工の材料の基準試験及び定期試験を実施しており、品質が確認できる。
□ □ 吹付コンクリートの施工にあたって、浮石等を除いた後に､吹付コンクリートの一層の厚さが１５ｃｍ以下で地山と密着するよう施工していることが確認できる。
□ □ 金網の継目が１目半以上重ね合わせていることが確認できる。
□ □ 吹付コンクリートを打継ぎする場合は、吹付完了面を清掃した上、湿潤状態で施工していることが確認できる。
□ □ 防水工に防水シートを使用する場合は、ロックボルト等の突起物にモルタルや保護マットなど保護材で防護対策を行っていることが確認できる。
□ □ 設計図書に基づき計測管理を日々行っており、その結果に基づいた施工を行っていることが確認できる。
□ □ ロックボルトの定着長が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ □ 覆工コンクリート型枠脱型時期を実際の養生条件と合わせた供試体を用いて強度試験を実施して決定していることが確認できる。
□ □ 設計図書に基づき、排水工の路床においてプルーフローリングを実施していることが確認できる。
□ □ その他
・内容
・理由

【トンネル内装工】

□ □ 設計図書に基づき内装工の材料の基準試験及び定期試験を実施しており、品質が確認できる。
□ □ 覆工面は、直張りの前に水洗いを行い、ほこり等を除去していることが確認できる。
□ □ 接着剤の塗り付けがクシ目ゴテにより施工していることが確認できる。
□ □ 目地材は、目地用モルタルを目地ごとに詰め込み、目違い及びこてむらのないように施工していることが確認できる。
□ □ タイルの上端及び横端部にシーリング材を三角に施工してることが確認できる。
□ □ その他
・内容
・理由

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能	d 上記に該当	e 上記に該当
		50%以下	80%以下	80%を超える			
評価値	90%以上	a	a’	b	b		
	80%以上90%未満	a’	b	b’	b’		
	70%以上80%未満	b	b’	c	c		
	60%以上70%未満	b’	c	c	c		
	60%未満	c	c	c	c		

評価値の算出 ① 当該「評価対象項目」のうち、当該工事で評価対象となる項目について評価の事前に「対象」にチェックする。
② 上記①のチェック後の評価対象項目数を母数として、評価にチェックした比率(%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数<対象チェック総数>
④ なお、上記①のチェック後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする

●留意事項

※ 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断が出来ない場合は、「ばらつき判断不可能」として評価対象項目（評価値）だけで評価する。
※ 評価項目は検査時に行われていない項目もあることから、その場合は、当該工事の監督員等からの聞き取りにより確認することができる。

考査項目	細別
3 出来形及び出来ばえ	Ⅱ 品質

考査項目別運用表

（検査員）

考査項目	細別	【土木工事のうち舗装工事】						
		a	a’	b	b’	c	d	e
3 出来形及び出来ばえ	Ⅱ 品質	□ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ ［関連基準、舗装工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

●評定対象項目

対象 評価

【路盤関係】

□ □ 設計図書に基づき、路盤準備工の材料試験、路盤準備工及びプルーフローリングを実施していることが確認できる。
□ □ 設計図書に基づき施工前に材料試験、配合試験及び試験練りを実施していることが確認できる。
□ □ 路盤の本施工の前に試験舗装を実施して施工条件を決定し、本施工に反映していることが確認できる。
□ □ 設計図書に基づき路盤の本施工時に日常管理試験を実施しており、路盤の品質（締固め度、たわみ）が確認できる。
□ □ その他
・内容
・理由

【アスファルト舗装工関係】

□ □ 舗装工の施工にあたって、上層路盤面の浮き石などの有害物を除去していることが確認できる。
□ □ 設計図書に基づき施工前に材料試験、配合試験及び試験練りを実施していることが確認できる。
□ □ アスファルト舗装の本施工の前に試験舗装を実施して施工条件を決定し、本施工に反映していることが確認できる。
□ □ 設計図書に基づきアスファルト舗装の本施工時に日常管理試験（一般物理試験、混合物温度、アスファルト量、現場透水試験等）を実施しており、舗装の品質が確認でき
□ □ 舗設後の交通開放が、定められた条件を満足していることが確認できる。
□ □ 舗装の各層の継目の位置が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ □ 継目又は構造物との接触面をよく清掃したのちにタックコートを行っていることが確認できる。
□ □ アスファルト混合物の運搬及び舗設にあたって、気象条件を満足していることが確認できる。
□ □ レキ青材散布量が整理、記録されている。
□ □ 舗装廃材が設計図書に基づき適切に処理されてることが確認できる。
□ □ その他
・内容
・理由

【コンクリート舗装工関係】

□ □ 舗装工の施工にあたって、上層路盤面の浮き石などの有害物を除去していることが確認できる。
□ □ コンクリート舗装の本施工の前に試験舗装を実施して施工条件を決定し、本施工に反映していることが確認できる。
□ □ 設計図書に基づきコンクリート打設後に日常管理試験（表面硬度、平均テクスチャ深さ、骨材露出度）を実施しており、舗装版の品質が確認できる。
□ □ 設計図書に基づきコンクリートの配合試験及び試験練りを実施していることが確認できる。
□ □ 設計図書に基づきコンクリートの打設前に基準試験を実施しており、コンクリートの品質、製造設備の規格が確認できる。
□ □ 設計図書に基づきコンクリートの打込み時に必ず受注者が臨場していることが確認できる。
□ □ 設計図書に基づきコンクリートの打設期間中に定期試験を実施しており、コンクリートの品質、製造設備の規格が確認できる。
□ □ 圧縮及び曲げ強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。
□ □ 施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ及び締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。
□ □ 鋼材及び目地材料の品質が確認できる。
□ □ その他
・内容
・理由

【レーンマーク関係】

□ □ 区画線に使用する材料の品質が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ □ 設計図書に基づく試験施工を実施し、本施工が試験施工を行った機械、塗料、施工条件（気象条件、走行速度、路面状態など）で実施されていることが確認できる。

□ □ 区画線の幅が試験施工等で設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ □ 区画線を消去の場合、表示材（塗料）のみの除去となっており、路面への影響が最小限となっていることが確認できる。
□ □ プライマーの施工にあたって、路面に均等に塗布していることが確認できる。
□ □ その他
・内容
・理由

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能	d 上記に該当	e 上記に該当
		50%以下	80%以下	80%を超える			
評価値	90%以上	a	a’	b	b		
	80%以上90%未満	a’	b	b’	b’		
	70%以上80%未満	b	b’	c	c		
	60%以上70%未満	b’	c	c	c		
	60%未満	c	c	c	c		

評価値の算出 ① 当該「評価対象項目」のうち、当該工事で評価対象となる項目について評価の事前に「対象」にチェックする。
② 上記①のチェック後の評価対象項目数を母数として、評価にチェックした比率(%) 計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数<対象チェック総数>
④ なお、上記①のチェック後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする

●留意事項

※ 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断が出来ない場合は、「ばらつき判断不可能」として評価対象項目（評価値）だけで評価する。
※ 評価項目は検査時に行われていない項目もあることから、その場合は、当該工事の監督員等からの聞き取りにより確認することができる。

考査項目別運用表

（検査員）

考査項目	細別	【土木工事のうちＰＣ橋上部工工事】

a	a’	b	b’	c	d	e

□ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞
［関連基準、構造物施工管理要領、その他設計図書に定められた試験］

□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。

□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

●評定対象項目

対象 評価

□ □ 設計図書に基づきコンクリートの配合試験及び試験練りを実施していることが確認できる。
□ □ 設計図書に基づきコンクリートの打設前に基準試験を実施しており、コンクリートの品質、製造設備の規格が確認できる
□ □ 設計図書に基づきコンクリート打設時の日常管理試験を実施しており、コンクリートの品質（運搬、打ち込み時間、スランプ、空気量等）が確認できる。
□ □ 設計図書に基づきコンクリートの打込み時に必ず受注者が臨場していることが確認できる。
□ □ 設計図書に基づきコンクリートの打設期間中に定期試験を実施しており、コンクリートの品質、製造設備の規格が確認できる。
□ □ 圧縮及び曲げ強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。
□ □ 施工条件や気象条件に適した運搬時間､打設時の投入高さ及び締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。（寒中及び暑中コンクリート等を含む）

□ □ コンクリートの圧縮強度を管理し、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。
□ □ コンクリートの養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ □ 設計図書に基づきコンクリート構造物の非破壊試験（圧縮、鉄筋かぶり）を実施しており、規格値を満足していることが確認できる。
□ □ 設計図書に基づき鉄筋の日常管理試験を実施しており、ミルシートにより鉄筋の規格が確認できる。
□ □ 設計図書に基づき鉄筋の加工開始前に基準試験を実施しており、鉄筋の規格（引張、曲げ、曲げ戻し）が確認できる。
□ □ 鉄筋等の鋼材を直接地上に置くことなく、適当な間隔で支持して、倉庫内に貯蔵するか、又は屋外に置く場合には適当な覆いを施して貯蔵している。
□ □ 鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ □ 設計図書に基づき鉄筋のガス圧接作業前に、基準試験を実施しており、圧接工の技量や圧接機械の性能、圧接条件等を確認できる。
□ □ 設計図書に基づき鉄筋のガス圧接作業時の作業員及び超音波探傷試験の技術者が有資格者であることが確認できる。
□ □ 設計図書に基づき鉄筋の機械継手の作業前に、基準試験を実施しており、継手工法や規格（引張）が確認できる。
□ □ 設計図書の仕様を満足しているスペーサーを使用し、鉄筋のかぶりを確保していることが確認できる。
□ □ コンクリートの打継目の処理が設計図書に基づき適正に処理されていることが確認できる。
□ □ 有害なクラックが無い。
□ □ 緊張に使用する装置及び機器のキャリブレーションを事前に実施していることが確認できる。
□ □ ＰＣ鋼材の緊張及びグラウト注入管理値が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ □ プレストレス導入時のコンクリート圧縮強度が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ □ プレストレス導入時のコンクリート圧縮強度の確認は、構造物と同様な養生条件におかれた供試体を用いていることが確認できる。
□ □ ＰＣグラウトの基準試験及び日常管理試験を実施しており、規格を満足していることが確認できる。
□ □ ＰＣグラウトの施工に設計図書に基づき技術者（ＰＣグラウト施工管理者）を選任・配置していることが確認できる。
□ □ プレテンションＰＣ部材の日常管理試験が実施されており、部材の規格が満足していることが確認できる。
□ □ 使用するＰＣ鋼材が設計図書の仕様を満足する規格証明書が提出されていることが確認できる。
□ □ ＰＣ鋼材を直接地上に置くことなく、倉庫内に貯蔵するか、又は屋外に置く場合には適当な覆いを施して貯蔵している。
□ □ プレグラウトＰＣ鋼材に塗布される樹脂の規格が設計図書の規格を満足していることが確認できる。
□ □ プレグラウトＰＣ鋼材の被覆に使用する材料の規格が設計図書の規格を満足していることが確認できる。
□ □ その他
・内容
・理由

【支承及び付属物工】

□ □ 支承に使用する材料の品質、形状が設計図書を満足していることが確認できる。
□ □ 伸縮装置に使用する材料の品質、形状が設計図書を満足していることが確認できる。
□ □ 伸縮装置の遊間量が適正に管理されている。
□ □ その他
・内容
・理由

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能	d 上記に該当	e 上記に該当
		50%以下	80%以下	80%を超える			
評価値	90%以上	a	a’	b	b		
	80%以上90%未満	a’	b	b’	b’		
	70%以上80%未満	b	b’	c	c		
	60%以上70%未満	b’	c	c	c		
	60%未満	c	c	c	c		

評価値の算出 ① 当該「評価対象項目」のうち、当該工事で評価対象となる項目について評価の事前に「対象」にチェックする。
② 上記①のチェック後の評価対象項目数を母数として、評価にチェックした比率(%) 計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数<対象チェック総数>
④ なお、上記①のチェック後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする

●留意事項

※ 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断が出来ない場合は、「ばらつき判断不可能」として評価対象項目（評価値）だけで評価する。
※ 評価項目は検査時に行われていない項目もあることから、その場合は、当該工事の監督員等からの聞き取りにより確認することができる。

考査項目別運用表

（検査員）

考査項目	細別	【土木工事のうち鋼橋上部工工事】

3 出来形及び出来ばえ	Ⅱ 品質

a	a’	b	b’	c	d	e

□ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞
［関連基準、鋼構造物施工管理要領、その他設計図書に定められた試験］

□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。

□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

●評定対象項目

対象 評価

【工場製作関係】

□ □ 鋼材の種別を、品質を証明する書類又は現物により照合していることが確認できる。
□ □ 設計図書に基づき溶接作業前に、施工試験を実施しており、溶接条件や補助材を決定していることが確認できる。
□ □ 溶接作業後に品質検査を実施していることが確認できる。
□ □ 溶接施工に係る施工計画書を提出していることが確認できる。
□ □ 設計図書に基づき塗装作業の時に塗装管理者が臨場していることが確認できる。
□ □ 塗装作業にあたり、塗布面を十分に乾燥させて施工していることが確認できる。
□ □ 素地調整のブラスト処置後、２時間以内に塗装していることが確認できる。なお、温度、湿度が管理されている屋内である場合は４時間以内であることが確認できる。

□ □ 塗装作業の禁止条件に抵触していないことが確認できる。
□ □ 工場製作が完了した後に、仮組立検査又は部材検査（シミュレーションは除く）を実施しており、組立精度や品質等の性能を確認することができる。
□ □ 塗膜厚の検査を設計図書に基づき実施していることが確認できる。
□ □ 設計図書に基づき塗装記録を作成していることが確認できる。
□ □ その他
・内容
・理由

【架設関係】

□ □ ボルトの締付確認が実施され、記録を保管していることが確認できる。
□ □ ボルトの締付機及び測定機器のキャリブレーションを実施していることが確認できる。
□ □ 高力ボルトの品質が、証明書類で確認できる。
□ □ 高力ボルトの締め付けを、中心から外側に向かって、かつ２回に分けて行っていることが確認できる。
□ □ 現場溶接の施工及び品質管理が適正であることが確認できる。
□ □ 設計図書に基づき現場溶接非破壊検査（探傷装置の操作、傷の判定）に従事する検査技術者が有資格者であることが確認できる。
□ □ 設計図書に基づき架設完了後に架設完了検査を実施しており、設計上の精度や品質が確認できる。
□ □ 現場塗装部のケレン及び膜厚管理を適切に行っていることが確認できる。
□ □ 現場塗装において、塗装作業の禁止条件に抵触していないことが確認できる。
□ □ その他
・内容
・理由

【コンクリート】

□ □ （コンクリート構造物工事に準ずる。）

【支承及び付属物工】

□ □ 支承に使用する材料の品質、形状が設計図書を満足していることが確認できる。
□ □ 伸縮装置に使用する材料の品質、形状が設計図書を満足していることが確認できる。
□ □ 伸縮装置の遊間量が適正に管理されている。
□ □ その他
・内容
・理由

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能	d 上記に該当	e 上記に該当
		50%以下	80%以下	80%を超える			
評価値	90%以上	a	a’	b	b		
	80%以上90%未満	a’	b	b’	b’		
	70%以上80%未満	b	b’	c	c		
	60%以上70%未満	b’	c	c	c		
	60%未満	c	c	c	c		

評価値の算出 ① 当該「評価対象項目」のうち、当該工事で評価対象となる項目について評価の事前に「対象」にチェックする。
② 上記①のチェック後の評価対象項目数を母数として、評価にチェックした比率(%) 計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数<対象チェック総数>
④ なお、上記①のチェック後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする

●留意事項

※ 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断が出来ない場合は、「ばらつき判断不可能」として評価対象項目（評価値）だけで評価する。
※ 評価項目は検査時に行われていない項目もあることから、その場合は、当該工事の監督員等からの聞き取りにより確認することができる。

考査項目別運用表

（検査員）

考査項目	細別	【土木工事のうち塗装工事（塗替塗装）】

a	a’	b	b’	c	d	e
□ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ ［関連基準、構造物施工管理要領、その他設計図書に定められた試験］					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

●評定対象項目

対象 評価

- □ □ ブラスト作業の前に水洗い等により十分に清掃が行われていることが確認できる。
- □ □ ブラスト作業にあたり素地調整の程度確認するために試験施工を実施していることが確認できる。
- □ □ ブラスト面は、規定の時間内に第１層目を塗り終えていることが確認できる。
- □ □ 塗装作業にあたり、塗布面を十分に乾燥させて施工していることが確認できる。
- □ □ 希釈剤を使用している場合、塗料と同一メーカーのものを使用していることが確認できる。
- □ □ 鋼材表面及び被塗装面の汚れ、油類等を除去し塗装を行っていることが確認できる。
- □ □ 素地調整や塗装作業の施工時の天候、気温及び湿度等の条件が作業管理として記録されていることが確認できる。
- □ □ 塗り残し、ながれ、しわ等が無く塗装されていることが確認できる。
- □ □ 塗装間隔が各塗替え塗装系で規定する範囲内であることが確認できる。
- □ □ 溶接部、ボルトの接合部分、構造の複雑な部分について、必要な塗膜厚を確保していることが確認できる。
- □ □ 塗料の品質が品質規格証明書及び抜取検査証明書により設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □ □ その他
  - ・内容
  - ・理由

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能	d 上記に該当	e 上記に該当
		50%以下	80%以下	80%を超える			
評価値	90%以上	a	a’	b	b		
	80%以上90%未満	a’	b	b’	b’		
	70%以上80%未満	b	b’	c	c		
	60%以上70%未満	b’	c	c	c		
	60%未満	c	c	c	c		

評価値の算出 ① 当該「評価対象項目」のうち、当該工事で評価対象となる項目について評価の事前に「対象」にチェックする。
② 上記①のチェック後の評価対象項目数を母数として、評価にチェックした比率(%) 計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数<対象チェック総数>
④ なお、上記①のチェック後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする

●留意事項

※ 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断が出来ない場合は、「ばらつき判断不可能」として評価対象項目（評価値）だけで評価する。
※ 評価項目は検査時に行われていない項目もあることから、その場合は、当該工事の監督員等からの聞き取りにより確認することができる。

考査項目	細別
3 出来形及び出来ばえ	Ⅱ 品質

考査項目別運用表

（検査員）

考査項目	細別	【土木工事のうち造園工事】

3 出来形及び出来ばえ　Ⅱ 品質

a	a’	b	b’	c	d	e

□ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞
［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］

□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。

□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

●評定対象項目

対象 評価

□ □ 設計図書に基づき客土（購入材、土壌改良材）の材料の現場搬入に先立って分析証明書を提出しており、材料の品質が確認できる。
□ □ 設計図書に基づき肥料の現場搬入に先立って品質証明書を提出しており、肥料の品質が確認できる。
□ □ 樹木の現場搬入後、植付けまでの養生が適切に行われていることが確認できる。
□ □ 樹木等の生育に害のある害虫等がいないことが確認できる。
□ □ 施工完了後、余剰枝の剪定､整形その他必要な手入れを行っていることが確認できる。
□ □ 肥料が直接樹木の根に触れないよう均一に施肥していることが確認できる。
□ □ 支柱をぐらつきがないよう設置していることが確認できる。
□ □ 樹木名標板を視認しやすい場所に設置していることが確認できる。
□ □ 設計図書に基づきマルチング用資材の現場搬入に先立って分析証明書を提出しており、資材の品質が確認できる。
□ □ シート又はボード（マルチング）の施工に先立って、地表面を平滑に整地し、シート等が地表面と密着していることが確認できる。
□ □ その他
・内容
・理由

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	80%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	70%以上80%未満	b	b’	c	c
	60%以上70%未満	b’	c	c	c
	60%未満	c	c	c	c

d　上記に該当

e　上記に該当

評価値の算出　① 当該「評価対象項目」のうち、当該工事で評価対象となる項目について評価の事前に「対象」にチェックする。
② 上記①のチェック後の評価対象項目数を母数として、評価にチェックした比率(%) 計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数〈対象チェック総数〉
④ なお、上記①のチェック後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする

●留意事項

※　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断が出来ない場合は、「ばらつき判断不可能」として評価対象項目（評価値）だけで評価する。
※　評価項目は検査時に行われていない項目もあることから、その場合は、当該工事の監督員等からの聞き取りにより確認することができる。

考査項目	細別	【土木工事のうち防護さく工事】

3 出来形及び出来ばえ　Ⅱ 品質

a	a’	b	b’	c	d	e

□ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞
［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］

□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。

□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

●評定対象項目

対象 評価

□ □ 鋼材の品質及び規格が確認することができる。
□ □ 使用する鋼材の防錆処理が適切に行われていることが確認できる。
□ □ 鋼製支柱地際部の防錆強化が適切に行われていることが確認できる。
□ □ 亜鉛めっきに損傷させていないこと、または損傷を与えた場合に適切に補修塗りを行っていることが確認できる。
□ □ 防護柵等の基礎工やガードケーブルの端末支柱を土中に設置する無筋及び鉄筋コンクリートが設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ □ ガードケーブルを支柱に取付ける場合、設計図書に定められた所定の張力を与えているのが確認できる。
□ □ その他
・内容
・理由

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	80%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	70%以上80%未満	b	b’	c	c
	60%以上70%未満	b’	c	c	c
	60%未満	c	c	c	c

d　上記に該当

e　上記に該当

評価値の算出　① 当該「評価対象項目」のうち、当該工事で評価対象となる項目について評価の事前に「対象」にチェックする。
② 上記①のチェック後の評価対象項目数を母数として、評価にチェックした比率(%) 計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数〈対象チェック総数〉
④ なお、上記①のチェック後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする

●留意事項

※　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断が出来ない場合は、「ばらつき判断不可能」として評価対象項目（評価値）だけで評価する。
※　評価項目は検査時に行われていない項目もあることから、その場合は、当該工事の監督員等からの聞き取りにより確認することができる。

考査項目別運用表

（検査員）

考査項目	細別	【土木工事のうち標識工事】

3 出来形及び出来ばえ　Ⅱ 品質

a	a’	b	b’	c	d	e

□ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞

□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。

□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

●評定対象項目

対象 評価

- □ □ 基礎ぐいに使用する材料の規格が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □ □ 基礎に使用するコンクリート及び鉄筋の規格が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □ □ 標識柱に使用する材料の規格が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □ □ 反射式標識板に使用する材料の規格が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □ □ 内部照明標識板に使用する材料の規格が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □ □ 板・シートの加工は、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □ □ 基礎設置箇所について地盤の地耐力を把握して、施工していることが確認できる。
- □ □ その他
  - ・内容
  - ・理由

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	80%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	70%以上80%未満	b	b’	c	c
	60%以上70%未満	b’	c	c	c
	60%未満	c	c	c	c

d　上記に該当

e　上記に該当

評価値の算出　① 当該「評価対象項目」のうち、当該工事で評価対象となる項目について評価の事前に「対象」にチェックする。
② 上記①のチェック後の評価対象項目数を母数として、評価にチェックした比率(%) 計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数〈対象チェック総数〉
④ なお、上記①のチェック後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする

●留意事項

※　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断が出来ない場合は、「ばらつき判断不可能」として評価対象項目（評価値）だけで評価する。
※　評価項目は検査時に行われていない項目もあることから、その場合は、当該工事の監督員等からの聞き取りにより確認することができる。

考査項目	細別	【土木工事のうち遮音壁工事】

3 出来形及び出来ばえ　Ⅱ 品質

a	a’	b	b’	c	d	e

□ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞
［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］

□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。

□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

●評定対象項目

対象 評価

- □ □ 使用材料の規格が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □ □ 基礎ぐいに使用する材料の規格が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □ □ 基礎に使用するコンクリート及び鉄筋の規格が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □ □ 遮音板を工事現場等に一時仮置、保管している場合にシート養生を行っていることが確認できる。
- □ □ 使用する支柱や金属製遮音壁、遮音壁用アンカーボルトなどの防錆処理が適切に行われていることが確認できる。
- □ □ 遮音板が隙間を生じないように固定されていることが確認できる。
- □ □ 透光性遮音板の設置にあたって損傷することのない適切な施工が確認できる。
- □ □ 鋼管ぐいの貫入不能時の処理等が適切に行われていることが施工記録で確認できる。
- □ □ その他
  - ・内容
  - ・理由

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	80%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	70%以上80%未満	b	b’	c	c
	60%以上70%未満	b’	c	c	c
	60%未満	c	c	c	c

d　上記に該当

e　上記に該当

評価値の算出　① 当該「評価対象項目」のうち、当該工事で評価対象となる項目について評価の事前に「対象」にチェックする。
② 上記①のチェック後の評価対象項目数を母数として、評価にチェックした比率(%) 計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数〈対象チェック総数〉
④ なお、上記①のチェック後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする

●留意事項

※　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断が出来ない場合は、「ばらつき判断不可能」として評価対象項目（評価値）だけで評価する。
※　評価項目は検査時に行われていない項目もあることから、その場合は、当該工事の監督員等からの聞き取りにより確認することができる。

考査項目別運用表

（検査員）

考査項目	細別	【土木工事のうち道路補修工事（コンクリート構造物）】
3 出来形及び出来ばえ	Ⅱ 品質	

a	a’	b	b’	c	d	e
優れている	ｂより優れている	やや優れている	ｃより優れている	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である

●評定対象項目

対象 評価	評価	評価
□ □ 設計図書に基づき使用する材料等の基準試験、定期試験及び日常管理試験を実施していること又は性能証明書を提出されていることが確認できる。 □ □ 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。 □ □ 監督員の指示事項又は設計図書に対して、現地状況を勘案し、施工方法や構造についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。 □ □ 施工計画書の内容及び現場の施工が提出された性能証明書の施工条件、施工方法、施工管理方法などを満足していることが確認できる。 □ □ 理由（ ） □ □ 理由（ ） □ □ 理由（ ） □ □ 理由（ ）	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

●判断基準

a 該当項目が６項目以上	a 該当項目が５項目	b 該当項目が４項目	b 該当項目が３項目	c 該当項目が２項目以下	d 上記に該当	e 上記に該当

●留意事項

※ 記載の４項目を必須の評価対象項目とし、この他に適宜項目を追加して評価するものとする。ただし、評価対象項目は最大８項目とする。

※ 評価項目は検査時に行われていない項目もあることから、その場合は、当該工事の監督員等からの聞き取りにより確認することができる。

考査項目	細別	【施設工事のうち建築工事】
3 出来形及び出来ばえ	Ⅱ 品質	

a	a’	b	b’	c	d	e
優れている	ｂより優れている	やや優れている	ｃより優れている	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である

●評定対象項目

対象 評価	評価	評価
【建築工事】 □ □ 材料・製品の品質が、製作図等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。 □ □ 施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が、適切であることが確認できる。 □ □ 材料の品質確認記録の内容が、適切であることが確認できる。 □ □ 品質の確認結果が、分りやすく整理されていることが確認できる。 □ □ 施工の品質が適切であり、設計図書を満足していることが確認できる。 □ □ 建具、ユニット等の性能及び機能に関する確認方法が適切であり、記録の内容が設計図書を満足していることが確認できる。 □ □ 躯体工事における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。 □ □ 内外仕上げ工事における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。 □ □ その他の工事（躯体・内外仕上げを除く）における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。 □ □ 不可視部分となる品質が、工事写真、施工記録により確認できる。 □ □ 中間検査や既済検査での工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。 □ □ その他 ・内容 ・理由 【設備工事】 □ □ 機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。 □ □ 施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が、適切であることが確認できる。 □ □ 機材の品質確認記録の内容が、適切であることが確認できる。 □ □ 品質の確認結果が、分りやすく整理されていることが確認できる。 □ □ 施工の品質が適切であり、設計図書を満足していることがことが確認できる。 □ □ 施工の品質が、試験や検査等の結果の記録により、優れていることが確認できる。 □ □ システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法が適切であり、記録の内容が、設計図書を満足していることが確認できる。 □ □ システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法に、工夫がある。 □ □ 不可視部分となる品質が、工事写真、施工記録により確認できる。 □ □ 中間検査や既済検査での工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。 □ □ 運転・点検上の表示及び危険箇所などの表示等が明確で解りやすい。 □ □ その他 ・内容 ・理由	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

●判断基準

a 評価値が９０％以上	a 評価値が８０％以上	b 評価値が７０％以上	b 評価値が６０％以上	c 評価値が６０％未満	d 上記に該当	e 上記に該当

評価値の算出 ① 当該「評価対象項目」のうち、当該工事で評価対象となる項目について評価の事前に「対象」にチェックする。
② 上記①のチェック後の評価対象項目数を母数として、評価にチェックした比率(%) 計算の値で評価する。
③ 評価値（ %）＝（ ）評価数／（ ）対象評価項目数<対象チェック総数>
④ なお、上記①のチェック後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする

●留意事項

※ 評価項目は検査時に行われていない項目もあることから、その場合は、当該工事の監督員等からの聞き取りにより確認することができる。

考査項目別運用表

（検査員）

考査項目	細別	【施設工事のうち建築工事以外の工事】						
3 出来形及び出来ばえ	Ⅱ 品質	a 優れている	a’ ｂより優れている	b やや優れている	b’ ｃより優れている	c 他の評価に該当しない	d やや不適切である	e 不適切である

●評定対象項目

対象 評価	評価	評価
□ □ 設計図書に定められている品質管理を実施していることが確認できる。 □ □ 材料及び構成部品の品質及び形状について、設計図書等と適合が確認できる証明書等を整備していることが確認できる。 □ □ 材料の品質照合の結果が、品質保証書等（現物照合を含む）で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ □ 設備、機器の品質、機能及び性能が、成績等で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ □ 設備全体としての運転性能が所定の能力を満足していることが確認できる。 □ □ 完成図書において、設備の機能並びに性能及び操作方法が容易に判別できる資料を整備していることが確認できる。 □ □ 完成図書において、単体品の製造年月日及び製造者が判別できる資料を整備していることが確認できる。 □ □ 設備全体及び各機器において、設計図書に規定した品質及び性能を工場試験記録により確認できる。 □ □ 設備全体についての取扱説明書を工夫していることが確認できる。 □ □ 完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示していることが確認できる。 □ □ 設備の構造において、点検や消耗品の取替え作業が容易にできるよう工夫していることが確認できる。 □ □ 不可視部分の写真記録が適切である。 □ □ その他 ・内容 ・理由	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

●判断基準

a 評価値が９０％以上	a 評価値が８０％以上	b 評価値が７０％以上	b 評価値が６０％以上	c 評価値が６０％未満	d 上記に該当	e 上記に該当

評価値の算出 ① 当該「評価対象項目」のうち、当該工事で評価対象となる項目について評価の事前に「対象」にチェックする。
② 上記①のチェック後の評価対象項目数を母数として、評価にチェックした比率(%) 計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数〈対象チェック総数〉
④ なお、上記①のチェック後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする

●留意事項
※ 評価項目は検査時に行われていない項目もあることから、その場合は、当該工事の監督員等からの聞き取りにより確認することができる。

考査項目別運用表

（検査員）

考査項目	細別	【土木工事のうちコンクリート構造物(基礎工を含む)工事】			
3 出来形及び出来ばえ	Ⅲ 出来ばえ	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
		●評価対象項目 評価 □ コンクリート構造物の表面状態が良い。 □ コンクリート構造物の通りが良い。 □ 天端、端部及び打ち継ぎ目の仕上げが良い。 □ クラックが無い。 □ 全体的な美観が良い。			
		●判断基準			
		a 該当４項目以上	b 該当３項目	c 該当２項目	d 該当１項目以下
		●留意事項 ※ 地盤改良のみはc評価とする			

考査項目	細別	【土木工事のうち盛土工事】			
3 出来形及び出来ばえ	Ⅲ 出来ばえ	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
		●評価対象項目 評価 □ 仕上げが良い。 □ 通りが良い。 □ 天端及び端部の仕上げが良い。 □ 構造物へのすりつけなどが良い。 □ 全体的な美観が良い。			
		●判断基準			
		a 該当４項目以上	b 該当３項目	c 該当２項目	d 該当１項目以下

考査項目	細別	【土木工事のうち切土工事】			
3 出来形及び出来ばえ	Ⅲ 出来ばえ	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
		●評価対象項目 評価 □ 規定された勾配が確保されている。 □ 切土法面の施工にあたって、法面の浮き石が除去されているなど、適切に施工されている。 □ 法面勾配の変化部について、干渉部を設けるなど適切に施工されている。 □ 滞水などによる施工面の損傷が発生しないよう処理が行われている。 □ 関係構造物等との取り合いが設計図書を満足するよう施工されている。 □ 全体的な美観が良い。			
		●判断基準			
		a 該当５項目以上	b 該当４項目	c 該当３項目	d 該当２項目以下

考査項目別運用表

（検査員）

考査項目	細別	【土木工事のうちのり面工事】			
3 出来形及び出来ばえ	Ⅲ 出来ばえ	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
		●評価対象項目 評価 □ 通りが良い。 □ 植生、吹付等の状態が均一である。 □ 端部処理が良い。 □ 全体的な美観が良い。			
		●判断基準			
		a 該当３項目以上	b 該当２項目	c 該当１項目	d 該当なし

考査項目	細別	【土木工事のうちトンネル工事】			
3 出来形及び出来ばえ	Ⅲ 出来ばえ	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
		●評価対象項目 評価 □ コンクリート構造物の表面状態が良い。 □ コンクリート構造物の通りが良い。 □ 天端、端部及び打ち継ぎ目の仕上げが良い。 □ クラックが無い。 □ 全体的な美観が良い。 □ 漏水が無い。			
		●判断基準			
		a 該当５項目以上	b 該当４項目	c 該当３項目	d 該当２項目以下

考査項目	細別	【土木工事のうちコンクリート鋼橋上部工工事】			
3 出来形及び出来ばえ	Ⅲ 出来ばえ	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
		●評価対象項目 評価 □ 表面に補修箇所が無い。（国準拠） □ 部材表面に傷、錆がない。（国準拠） □ 溶接に均一性がある。（国準拠） □ 塗装に均一性がある。（国準拠） □ 床版面の平坦性が良い。（独自） □ 全体的な美観が良い。（国準拠）			
		●判断基準			
		a 該当５項目以上	b 該当４項目	c 該当３項目	d 該当２項目以下

考査項目別運用表

（検査員）

考査項目	細別	【土木工事のうち舗装工事】			
3 出来形及び出来ばえ	Ⅲ 出来ばえ	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
		●評価対象項目 評価 【共通】 □ 舗装の平坦性が良い。 □ 構造物の通りが良い。 □ 端部処理が良い。 □ 構造物へのすりつけ等が良い。 □ 雨水処理が良い。 □ 全体的な美観が良い。 【アスファルト舗装】 □ ローラーマークがなく平坦性が良い。 □ 高機能舗装の空隙がつぶれてなく均一な路面になっている。 【コンクリート舗装】 □ 天端、端部及び打ち継ぎ目の仕上げが良い。 □ コンクリート構造物がレキ青材等によって汚れていない。 【レーンマーク】 □ 塗料の塗布が均一である。 □ 視認性が良い。 □ 接着状態が良い。 □ 施工前の清掃が入念に実施されている。 □ 全体的な美観が良い。			
		●判断基準			
		a 該当７項目以上	b 該当５項目	c 該当４項目	d 該当３項目以下

考査項目	細別	【土木工事のうちPC橋上部工工事】			
3 出来形及び出来ばえ	Ⅲ 出来ばえ	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
		●評価対象項目 評価 □ コンクリート構造物の表面状態が良い。 □ コンクリート構造物の通りが良い。 □ 天端及び端部の仕上げが良い。 □ 支承部の仕上げが良い。 □ クラックがない □ 床版面の平坦性が良い。 □ ＰＣ鋼材緊張後の後処理が良い。 □ 全体的な美観が良い。			
		●判断基準			
		a 該当７項目以上	b 該当５項目	c 該当４項目	d 該当３項目以下

考査項目別運用表

（検査員）

考査項目	細別	【土木工事のうち塗装工事(塗替塗装)】			
3 出来形及び出来ばえ	Ⅲ 出来ばえ	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
		●評価対象項目 評価 □ 塗装の均一性が良い。 □ 細部まできめ細かな施工がされている。 □ 補修箇所がない。 □ ケレンの施工状況が良好である。 □ 全体的な美観が良い。			
		●判断基準			
		a 該当４項目以上	b 該当３項目	c 該当２項目	d 該当１項目以下

考査項目	細別	【土木工事のうち造園工事】			
3 出来形及び出来ばえ	Ⅲ 出来ばえ	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
		●評価対象項目 評価 □ 樹木の活着状況が良い。 □ 支柱の取り付けがきめ細かく施工されている。 □ 園地の歩道部の舗装の平坦性及び端部処理がよい。 □ 支柱の取り付けが堅固である。（国準拠） □ 全体的な美観が良い。			
		●判断基準			
		a 該当４項目以上	b 該当３項目	c 該当２項目	d 該当１項目以下

考査項目	細別	【土木工事のうち防護さく工事】			
3 出来形及び出来ばえ	Ⅲ 出来ばえ	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
		●評価対象項目 評価 □ 通りが良い。 □ 端部処理が良い。 □ 部材表面に傷、錆がない。 □ 既設構造物等とのすりつけが良い。 □ きめ細やかな施工がなされている。 □ 全体的な美観が良い。			
		●判断基準			
		a 該当５項目以上	b 該当４項目	c 該当３項目	d 該当２項目以下

考査項目別運用表

（検査員）

考査項目	細別	【土木工事のうち標識工事】			
3 出来形及び出来ばえ	Ⅲ 出来ばえ	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
		●評価対象項目 評価 □ 設置位置に配慮がある。 □ 標識の向き、角度、支柱の通りが良い。 □ 標識板、支柱に変色がない。 □ 支柱基礎の埋め戻し等が入念に施工されている。 □ 全体的な美観が良い。			
		●判断基準			
		a 該当４項目以上	b 該当３項目	c 該当２項目	d 該当１項目以下

考査項目	細別	【土木工事のうち遮音壁工事】			
3 出来形及び出来ばえ	Ⅲ 出来ばえ	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
		●評価対象項目 評価 □ 通りが良い。 □ 端部処理が良い。 □ 部材表面に傷、錆がない。 □ 既設構造物等とのすりつけが良い。 □ 土工処理及び植栽との取り合い等きめ細やかな施工がなされている。 □ 全体的な美観が良い。			
		●判断基準			
		a 該当５項目以上	b 該当４項目	c 該当３項目	d 該当２項目以下

考査項目	細別	【土木工事のうちトンネル内装工事】			
3 出来形及び出来ばえ	Ⅲ 出来ばえ	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
		●評価対象項目 評価 □ 通りが良い。 □ 端部処理が良い。 □ 部材表面に傷、錆がない。 □ きめ細やかな施工がなされている。 □ 全体的な美観が良い。			
		●判断基準			
		a 該当４項目以上	b 該当３項目	c 該当２項目	d 該当１項目以下

考査項目別運用表

（検査員）

考査項目	細別	【土木工事のうち道路補修工事(コンクリート構造物工)】			
3 出来形及び出来ばえ	Ⅲ 出来ばえ	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
		●評価対象項目 評価 □ 小構造物等にも注意が払われている。 □ きめ細かな施工がなされている。 □ 既設構造物とのすりつけが良い。 □ 全体的な美観が良い			
		●判断基準			
		a 該当３項目以上	b 該当２項目	c 該当１項目	d 該当なし

考査項目	細別	【施設工事のうち機械設備工事】			
3 出来形及び出来ばえ	Ⅲ 出来ばえ	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
		●評価対象項目 評価 □ 機器及び配管配線が整然と施工されている。 □ 機器及び配管配線が確実に取付けられている。 □ 機器等に制作及び施工上の傷、錆がない。 □ 道路の構造物等に配慮した施工がなされている。 □ 当該設備ならびに対関連設備との機能確保がなされている。 □ 保守点検に対する配慮が適切である。 □ 全体的な美観が良い。			
		●判断基準			
		a 該当６項目以上	b 該当４項目	c 該当３項目	d 該当２項目以下

考査項目	細別	【施設工事のうち電気工事】			
3 出来形及び出来ばえ	Ⅲ 出来ばえ	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
		●評価対象項目 評価 □ 照明灯具及び照明ポール等の据付けに傾斜がなく通りが良い。 □ 照明灯具及び照明ポール等が堅牢かつ確実に据付けられている。 □ 配管配線が整然と布設されている。 □ 配管配線等が確実に施工されている。 □ 部材表面に傷、錆がない。 □ 道路の構造物等に配慮した施工がなされている。 □ 保守点検に対する配慮が適切である。 □ 全体的な美観が良い。			
		●判断基準			
		a 該当７項目以上	b 該当５項目	c 該当４項目	d 該当３項目以下

考査項目別運用表

（検査員）

考査項目	細別	【施設工事のうち通信工事】			
3 出来形及び出来ばえ	Ⅲ 出来ばえ	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
		●評価対象項目 評価 □ 配管配線が整然と布設されている。 □ 配管配線等が確実に施工されている。 □ 部材表面に傷、錆がない。 □ 道路の構造物等に配慮した施工がなされている。 □ 保守点検に対する配慮が適切である。 □ 全体的な美観が良い。			
		●判断基準			
		a 該当５項目以上	b 該当４項目	c 該当３項目	d 該当２項目以下

考査項目	細別	【施設工事のうち建築工事】			
3 出来形及び出来ばえ	Ⅲ 出来ばえ	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
		●評価対象項目 評価 □ きめ細かな施工がなされ取り合いの納まりや端部まで仕上がりが良い。 □ 関連工事(工種)又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。 □ 使い勝手や使用者の安全に対する配慮に優れている。 □ 仕上がりの状態が良好で、作動状態も良好である。 □ 色調が均一であり、色むら等が無く、全体的な美観が良好である。 □ 材料・製品の割付や通り等が良く、全体的な出来ばえが良好である。 □ 保全に配慮した施工がなされている。 □ 保守点検に対する配慮が適切である。 □ 外構を含め全体的な美観が良い。			
		●判断基準			
		a 該当８項目以上	b 該当７項目	c 該当６項目	d 該当５項目以下

考査項目	細別	【施設工事のうち管工事】			
3 出来形及び出来ばえ	Ⅲ 出来ばえ	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
		●評価対象項目 評価 □ 諸設備等の据付けに傾斜がなく通りが良い。 □ 諸設備等が確実に据付けられている。 □ 配管配線が整然と布設されている。 □ 配管配線等が確実に施工されている。 □ 部材表面に傷、錆がない。 □ 道路の構造物等に配慮した施工がなされている。 □ 保守点検に対する配慮が適切である。 □ 全体的な美観が良い。			
		●判断基準			
		a 該当７項目以上	b 該当５項目	c 該当４項目	d 該当３項目以下

考査項目別運用表

（検査員）

考査項目	細別	【施設工事のうちトンネル非常用設備工事】			
3 出来形及び出来ばえ	Ⅲ 出来ばえ	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
		●評価対象項目 評価 □ 機器及び配管配線が整然と施工されている。 □ 機器及び配管配線が確実に取付けられている。 □ 機器等に制作及び施工上の傷、錆がない。 □ 道路の構造物等に配慮した施工がなされている。 □ 当該設備ならびに対関連設備との機能確保がなされている。 □ 保守点検に対する配慮が適切である。 □ 全体的な美観が良い。			
		●判断基準			
		a 該当６項目以上	b 該当４項目	c 該当３項目	d 該当２項目以下

考査項目	細別	【施設工事のうち受配電設備工事】			
3 出来形及び出来ばえ	Ⅲ 出来ばえ	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
		●評価対象項目 評価 □ 機器及び配管配線が整然と施工されている。 □ 機器及び配管配線が確実に取付けられている。 □ 機器等に制作及び施工上の傷、錆がない。 □ 営繕施設等に配慮した施工がなされている。 □ 当該設備ならびに対関連設備との機能確保がなされている。 □ 保守点検に対する配慮が適切である。 □ 全体的な美観が良い。			
		●判断基準			
		a 該当６項目以上	b 該当４項目	c 該当３項目	d 該当２項目以下

考査項目	細別	【施設工事のうち遠方監視制御設備工事】			
3 出来形及び出来ばえ	Ⅲ 出来ばえ	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
		●評価対象項目 評価 □ 機器及び配管配線が整然と施工されている。 □ 機器及び配管配線が確実に取付けられている。 □ 機器等に制作及び施工上の傷、錆がない。 □ 営繕施設等に配慮した施工がなされている。 □ 当該設備ならびに対関連設備との機能確保がなされている。 □ 保守点検に対する配慮が適切である。 □ 全体的な美観が良い。			
		●判断基準			
		a 該当６項目以上	b 該当４項目	c 該当３項目	d 該当２項目以下

考査項目別運用表

（検査員）

考査項目	細別	【施設工事のうち交通情報設備工事】			
3 出来形及び出来ばえ	Ⅲ 出来ばえ	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
		●評価対象項目 評価 □ 機器及び配管配線が整然と施工されている。 □ 機器及び配管配線が確実に取付けられている。 □ 機器等に制作及び施工上の傷、錆がない。 □ 道路の構造物等に配慮した施工がなされている。 □ 当該設備ならびに対関連設備との機能確保がなされている。 □ 保守点検に対する配慮が適切である。 □ 全体的な美観が良い。			
		●判断基準			
		a 該当６項目以上	b 該当４項目	c 該当３項目	d 該当２項目以下

考査項目	細別	【施設工事のうちトンネル換気設備工事】			
3 出来形及び出来ばえ	Ⅲ 出来ばえ	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
		●評価対象項目 評価 □ 機器及び配管配線が整然と施工されている。 □ 機器及び配管配線が確実に取付けられている。 □ 機器等に制作及び施工上の傷、錆がない。 □ 道路の構造物等に配慮した施工がなされている。 □ 当該設備ならびに対関連設備との機能確保がなされている。 □ 保守点検に対する配慮が適切である。 □ 全体的な美観が良い。			
		●判断基準			
		a 該当６項目以上	b 該当４項目	c 該当３項目	d 該当２項目以下